

第八十五回
参議院内閣委員会會議録第二号

昭和五十二年十月十七日(火曜日)
午前十時三十二分開会

出席者は左のとおり。

委員長 松垣徳太郎君
理事 岡田 広君
林 道君
片岡 勝治君
井上 計君
源田 実君
竹内 潔君
塚田十一郎君
林 寛子君
原 文兵衛君
堀江 正夫君
川村 清一君
野田 哲君
山崎 昇君
和泉 照雄君
黒柳 明君
山中 郁子君
森田 重郎君
秦 豊君

委員

國務大臣

國務大臣
(内閣官房長官)

國務大臣
(総理府総務長官)

國務大臣
(防衛庁長官)

政府委員

内閣法制局長官
国防会議事務局
長

真田 秀夫君
久保 卓也君

安倍晋太郎君

稲村佐近四郎君

金丸 信君

信君

人事院総裁 藤井 貞夫君

人事院事務総局
給与局長 角野幸三郎君

総理府人事局長 菅野 弘夫君

防衛庁参事官 夏目 晴雄君

防衛庁防衛局長 伊藤 圭一君

防衛庁人事教育
局長 渡邊 伊助君

防衛庁経理局長 原 徹君

防衛庁整備局長 間瀬 直三君

防衛施設庁長官 互理 彰君

防衛施設庁施設
部長 高島 正一君

防衛施設庁勤務
部長 菊池 久君

事務局側
常任委員会専門
員 首藤 俊彦君

説明員
外務省アメリカ
局外務参事官 北村 汎君

本日會議に付した案件

○一般職の職員に關する法律の一部を改正
する法律案(内閣送付、予備審査)

○特別職の職員に關する法律の一部を改正
する法律案(内閣送付、予備審査)

○防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内
閣送付、予備審査)

○国家行政組織及び国家公務員制度等に關する調
査

(國務大臣の靖国神社参拝問題に關する件)

(國の防衛に關する調査)

(國の防衛問題に關する件)

本日の議事に入る前に、塚田前委員長から發言
を求められておりますので、これを許します。塚
田君。

○塚田十一郎君 實は、去る三日の委員会におき
ましてごあいさつを申し上げますところ、よ
んどころない要務のために欠席をいたしました、
まことに申しわけなく、深くおわび申し上げま
す。

過ぐる一年有余の間、委員長のいすを汚さして
いたしておりましたが、その間、皆々様の温か
い御協力をいただきました、大過なく職責を全う
することができましたことを心から厚く御礼申
上げます。まことにありがとうございます。(拍手)

○委員長(松垣徳太郎君) 一般職の職員に關する
法律の一部を改正する法律案、特別職の職員
に關する法律の一部を改正する法律案及び
防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案、以
上三案を便宜一括して議題といたします。稲
村総理府総務長官。

○國務大臣(稲村佐近四郎君) ただいま議題とな
りました一般職の職員に關する法律案及び
特別職の職員に關する法律案について、一
括してその提案の理由及び内容の概要について御
説明申し上げます。

まず、一般職の職員に關する法律の一部
を改正する法律案について、その提案の理由及び
内容の概要を御説明申し上げます。

本年八月十一日、一般職の職員に關する法律につ
いて、俸給及び諸手当の改定等と内容とする人事院
勧告が行われたのでありますが、政府としては、
その内容を検討した結果、勧告どおり昭和五十三年
四月一日からこれを実施することとし、このた

び、一般職の職員に關する法律について、
所要の改正を行おうとするものであります。
次に、法律案の内容について、その概要を御説
明申し上げます。

第一に、指定職俸給表を除く全俸給表の全俸給
月額を引き上げることとしたしております。

第二に、初任給調整手当について、医療職俸給
表(一)の適用を受ける職員に対する支給月額限度
額を十七万円に引き上げるとともに、医療職俸給
表(二)以外の俸給表の適用を受ける職員のうち、医
学または歯学に關する専門的知識を必要とする官
職を占める職員に対する支給月額限度額を三万
五千円に引き上げることとし、また、右以外の初
任給調整手当については、その支給対象官職を特
殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠
員の補充について特別の事情があると認められる
官職で人事院規則で定めるものとするものといた
しております。

第三に、扶養手当について、配偶者にかかわる
支給月額を九千円に引き上げるとともに、配偶者
以外の扶養親族にかかわる支給月額を二人までに
ついてはそれぞれ二千七百円に引き上げ、この場
合において、職員に配偶者がいない場合にあって
は、そのうち一人については五千五百円に引き上
げることとしたしております。

第四に、通勤手当について、交通機関等を利用
して通勤する職員の場合、全額支給限度額を月額
一万五千円に引き上げるとともに、自転車等を使
用して通勤する職員または交通機関等と自転車等
を併用して通勤する職員についてもそれぞれ通勤
手当の支給月額を引き上げることとしたしてあり
ます。

第五に、期末手当について、十二月に支給する
期末手当の支給割合を百分の二百から百分の百九
十に引き下げることとしたしてあります。

第六に、義務教育等教員特別手当について、支給月額の限度額を二万二百円に引き上げるとともに、幼稚園等に勤務する教員に対しても、権衡上必要な限度において、この手当を支給できることとしたしております。

以上のほか、附則において、この法律の施行期日、適用日、俸給表の改定に伴う所要の切りかえ措置等について規定いたしております。

次に、特別職の職員に給する法律の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、ただいま御説明申し上げました一般職の職員に給与改定に伴い、特別職の職員について所要の改定を行おうとするものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

秘書官の俸給月額を一般職の職員の給与改定に準じて引き上げることとしたしております。附則においては、この法律の施行期日、適用日等について規定しております。

なお、内閣総理大臣、国務大臣等の一般職における指定職に相当する職以上の特別職の給与については据え置くこととしております。

以上が同法律案の提案理由及びその概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(松田徳太郎君) 金丸防衛庁長官。

○国務大臣(金丸信君) ただいま議題となりました防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、このたび提出された一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の例に準じて、防衛庁職員の給与の改定を行うものであります。

すなわち、参事官等及び自衛官の俸給並びに防衛大学校及び防衛医科大学校の学生の学生手当を

一般職の職員の給与改定の例に準じて改定するとともに、営外手当についても改定することとしております。

なお、事務官等の俸給のほか、扶養手当、通勤手当、期末手当及び医師等に対する初任給調整手当につきましても、一般職の職員の給与に関する法律の規定を準用またはその例によることとしておりますので、同法の改正によつて一般職の職員と同様の給与の改定が防衛庁職員についても行われることとなります。

この法律案の規定は、公布の日から施行し、昭和五十三年四月一日から適用することとしておりますが、初任給調整手当に関する経過措置の規定については、昭和五十四年一月一日から施行することとしております。このほか、附則において、俸給の切りかえ等に関する事項について一般職におけることに準じて定めております。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛成くださるようお願い申し上げます。

○委員長(松田徳太郎君) 以上で三案に対する説明の聴取は終わりました。

三案に対する質疑は後に譲ることとしたします。

○委員長(松田徳太郎君) 次に、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査並びに国防衛に関する調査をあわせて議題といたします。

この際、安倍内閣官房長官から発言を求められておりますので、これを許します。安倍内閣官房長官。

○国務大臣(安倍晋太郎君) 内閣総理大臣その他の国務大臣の地位にある者であっても、私人として憲法上信託の自由が保障されていることは言うまでもないから、これらの者が、私人の立場で神社、仏閣等に参拝することはもとより自由であつて、このような立場で靖国神社に参拝することは、これまでしばしば行われているところである。閣僚の地位にある者は、その地位の重さから、およそ公人と私人との立場の使い分けは困難

であるとの主張があるが、神社、仏閣等への参拝は、宗教心のあらわれとして、すぐれて私的な性格を有するものであり、特に、政府の行事として参拝を実施することが決定されるとき、玉々し料等の経費を公費で支出するなどの事情がない限り、それは私人の立場での行動と見るべきものと考えられる。

先般の内閣総理大臣等の靖国神社参拝に関しては、公用車を利用したこと等をもつて私人の立場を超えたものとする主張もあるが、閣僚の場合、警備上の都合、緊急時の連絡の必要等から、私人としての行動の際にも、必要に応じて公用車を使用しており、公用車を利用したからといって、私人の立場を離れたものとは言えない。

また、記帳に当たり、その地位を示す肩書きを付すことも、その地位にある個人をあらわす場合に、慣例としてしばしば用いられており、肩書きを付したからといって、私人の立場を離れたものと考えられることはできない。

さらに、気持ちを同じくする閣僚が同行したからといって、私人の立場が損なわれるものではない。

なお、先般の参拝に当たっては、私人の立場で参拝するものであることをあらかじめ国民の前に明らかにし、公の立場での参拝であるとの誤解を受けることのないよう配慮したところであり、また、当然のことながら玉々し料は私費で支払われている。

以上が内閣総理大臣等の靖国神社参拝についての政府としての統一見解でございます。

○委員長(松田徳太郎君) それでは、これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○野田哲君 ただいまの官房長官の見解であります。まず前提として承っておきたいと思うんですが、八月十五日の参拝の前、これは前回の内閣委員会でも私の質問でお答えになっていたと思うんですが、あの参拝の要請があつたこと、その要請については、これは総理としての公

的参拝の要請があつた。このことは間違いないですね。

○国務大臣(安倍晋太郎君) 参拝の要請並びに参拝をすべきでないという要請等がこどもも政府に対して行われたわけでありまして、参拝の要請については総理大臣として参拝をしてほしい、こういう要請でございました。

○野田哲君 総理大臣として公的に参拝をしてほしいという要請があつて、しかも総理は当時の新聞報道で公的でも構わない、こういう発言があつたということが新聞に報道されているわけでありまして。だからこれは公的参拝の要請にこたえたという客観的な条件が整っていると思うんです。

そこで伺いますけれども、ただいまの見解は、一九七五年五月三日内閣の当時の稲葉法務大臣が自主憲法制定国民会議に出席をされたことが非常に問題になった。その際三木総理の見解というのは、閣僚の地位の重みからして公私の区別はつけられない、こういう見解を表明をされて、その趣旨が一応確認をされて稲葉問題の決着がついたわけなんです。こういういきさつがあるわけでありまして。

それから、翌年の八月に三木総理が靖国神社へ参拝されたことについて当委員会でもそのことについての質疑が行われておるわけですが、そのときに吉國法制局長官の発言の趣旨は、稲葉法務大臣が前年自主憲法制定国民会議に出席をしたことについては、これは法務大臣稲葉修という形で紹介をされたから大変問題になったんだ、今回のこの三木総理の参拝については公用車も使っていない、公職者を随行させていないし、記帳も公的な肩書きをつけないで、そういうことで稲葉法務大臣が法務大臣稲葉修として紹介をされた、このことと態度が違つている。そういうことで、公用車を使わなかったことや、あるいは公職者を随行させなかったことや、公的な肩書きをつけないことがよつて、私人としての三木武夫という立場を明らかにしたんだ、こういうふうに答弁をされておられるわけでありまして。

これらの見解といまの官房長官の見解は全く相反した形になっているんですが、そういったと、私が先ほど稲葉法務大臣の問題に絡んで三木総理の発言、あるいは三木総理が靖国神社に参拝されたことに対する私的参拝であるという立場で幾つかの条件を挙げられている。これはそれぞれ国会の場で公式に発言をされているわけでありまして、この三木総理の見解や吉國法制局長官の見解をいまの見解は全面的に変更される、こういう内容になっているんですが、そういうことなんでしょうか。

○国務大臣(安倍晋太郎君) 先ほど総理大臣の先般の靖国神社参拝は公的なものではないかと、こういうお話でございましたが、総理大臣の靖国神社参拝に当たりましては、事前に私から公の席におきましてこの福田総理大臣の靖国神社参拝は私人としての立場で参拝をするものであるということとを明確にいたしておりますから、したがって福田総理の靖国神社参拝というものはあくまでも私人としての立場で行われたものであるということでございます。

なお、稲葉法務大臣、当時の法務大臣の自主憲法制定会議への出席と、この靖国神社参拝とはおのずからその性格は全く異なるものである、こういうふうな私としては判断をいたしておりますが、その間のことにつきましては法制局長官から見解を申し上げさせていただきます。

○政府委員(眞田秀夫君) 内閣総理大臣の靖国神社参拝の問題に關しましては、野田委員からの御質疑を受けましてことしの四月の二十五日、それから八月の十七日二度にわたって私から詳細に御説明申し上げたとおりでございます。先ほど来、稲葉元法務大臣の自主憲法制定国民会議への出席の際の当時の三木総理大臣の御発言等を引き合いに出して、そしてその場合の政府の説明と今回の靖国神社に対する福田総理の参拝とはどう違うんだ、政府の説明はおかしいではないかというふうな趣旨のことを御質問になりましたが、そのときにも私申し上げたつもりでございますが、もともと

と神社仏閣への参拝というのは、これは私人としての信仰心のあらわれでございます。原則としてこれは私人の行為と見るのが普通の常識、素直な見方であって、特に国の行事として行うとか、玉ぐし料を公費で出すとかというふうなそういう特別な事情がない限りは、むしろこれは私人の行為として、憲法で言えば第二十条の第一項の信教の自由を保障している。むしろそちらの方の問題として考えるべきものでありますから、軽々に「軽々に」と言ったら語弊があるかもしれないが、たとえば公用車を使ったりとか、肩書きに内閣総理大臣という官職名を記したからとか、そういう一つ一つのことをとらえて上げて、そして神社参拝は、それは憲法二十三条三項違反ではないかというふうな言われるのは、かえって私の方から言いますと心外に思われるのでございまして、ただいま申しましたような特別な事情がない限りは、神社に参拝すること、お寺にお参りになることも、これは本当に御本人の御自由であって、むしろこれは保障してさし上げなければ憲法違反になるということすら言いたくないのでございまして。

それから稲葉大臣のときの当時の三木総理大臣の御説明は、それはつまり法務大臣としての地位の重みから、公人と私人との使い分けは困難であるという表現になっております。それであるから、当時三木総理大臣とされましては自分の内閣は憲法改正はしないということを方針にしている、その三木内閣の閣僚が自主憲法制定国民会議というところへ出席をして、そして法務大臣という名前で紹介をされて、そのまま別にそれに対してお答えもなく壇上に座っておったじゃないかと、そういうようなことがあって、結局三木内閣は憲法改正の意図がないのかかわらず、その閣僚の一人がそういう席上に出ることは、それははいかに国民に三木内閣が憲法改正の意図があるんじゃないかならうかという疑いを抱かせるおそれがある。したがって、そういうことは慎んでほしい。自分が内閣総理大臣である限りは、今後は現職の国務大臣にそういう憲法改正の会議に出席す

るようなことはさせませんということを委員会で御発言がございまして、それでその問題はそれで決着がついたと、かように私は理解しております。それで、神社の参拝と政治問題を論ずるという集会に出るということとは、これはやはり本質的に問題が違ふわけございまして、政治問題を論ずる会議に出るということは、これは公的な立場で十分出席することが考えられるわけでございますが、神社仏閣への参拝、そういうものは先ほども申しましたように、事柄の性質上、本来的にこれは私人の行為であると見るのが素直なものであって、特別な事情がない限りは公的だといって憲法違反云々を問題にされる筋合いではないというふうな私は考えている次第でございます。

○野田哲君 心外なのは私の方ですよ。あなたが心外じゃないのです。私の方が心外なんです。いいですか。

今同統一見解を求めたのは稲葉問題の決着をつけたときの三木総理の見解、つまり閣僚の地位の重みからして公私の区別はつけられないんだと、こういうことで、法務委員会、それから当委員会で大々的な議論があつて、この三木総理の発言で一件落着をしたわけなんです。それから吉國法制局長官は、やはりこの委員会でも三木総理の靖国参拝と、それから当時の稲葉法務大臣の問題を引き合ひに出して、私人であるということの立場を明らかにするために公用車も使わなかった、あるいは公職者の随員もつけなかった。記帳も総理大臣という肩書きは外して記帳した、こういうことで私人としての立場を明らかにしたんだ、こういうふうな吉國さんは説明をされていくわけですよ。それと今回の、この前の八月十七日の法制局長官の見解がそれと異なっているから私は統一見解を求めたわけなんです。あなたは稲葉法務大臣が当時出席をされた自主憲法制定しようとする会議、つまり政治的な問題を論ずるところと、福田総理が靖国へ参拝をしたのはおのずから性質が違ふんだ、こういうふうな説明があつたわけですが、

ういうふうな議論が動いているか、あなたは承知されていないのですか。靖国問題の扱いは、まさに政治的な問題なんです。靖国法制定という大きな動きがある。これと靖国参拝というのは無縁ではないわけですよ。まさに政治的な問題なんです。これをいまそういうふうな説明をされることは、私どもとしては納得できない。だから結論として、この問題だけ長々とやっておるわけにいきませんから伺いますけれども、いまの見解というのは稲葉問題を処理をされた三木総理の発言、それから三木総理自身の靖国参拝についての吉國法制局長官の当委員会での発言、これを全面的に変更される内容になっていると思んですが、そういうふうな受けとめざるを得ないと思うのです。なぜそういうふうな、わずか三年の間に政府の見解がこうも変わったんですか。その理由を伺いたいと思つます。

○政府委員(眞田秀夫君) 当時の稲葉法務大臣の自主憲法制定国民会議への出席の場合の問題と、それからことしの八月の福田総理大臣の靖国神社への参拝と、この問題二つについての私たちの考え方がそんなに真つ向から違ふというふうには考えておりません。その理由を申し上げます。まず、当時三木総理大臣が法務大臣としての地位の重みから、公人としての行為と、私人としての行為とは使い分けがむづかしいというふうにおつしやいました。その真意は私がよく考えてみますと、それは本来的にその行為が私人としての行為か、公人としての行為かは区別がつかないというのではなくて、はたから見て、世間の人から見て、あるいは国民が見て法務大臣という地位にある人が、そういう場所にお出になると、そうするとそれは公的立場でお出になったのか、私的立場でお出になったのかの判断がつけにくいんだと、こういう意味だろうと思うのです。問題は、そのお出になったその行為そのものの性格なんだから、国民あるいは第三者が見てその区別がつかないかどうかということ、これは実は面が違ふわけなんです。それで、当時の三木総理大臣

のおつもりでは、それは法務大臣としての地位の重みから非常に区別がつきにくいから、それで国民をして三木内閣が憲法改正を考えているのではないかというような疑念を起させるおそれがあると、そこで今後はそういうことはさせませんという御発言になったわけなんです。ところが、神社参拝の話は、これは先ほど来申しましたように、政治問題を論ずる場所じゃありませんので、これはそこでのいろいろな神仏に対して祈念をするというのが事の本質でございますから、ですからこれはやはり原則としてはもう私人の行為でございます。そういうふうには私は考えております。で、当時の吉田前法務局長官の説明も、なるほどそれは三木総理大臣が靖国神社に参拝されたときには、それは公用人車は使わなかったとか、あるいは記帳についても官職名は書かなかったとか、いろんな事例を申し上げております。しかし、それと同時に、実はそれは国民のそういう誤解をつまらぬ公的な資格で靖国神社に参拝したのではなく、うかという疑念があると困るので、それでそれを払拭するために当時の井出官房長官がやはり前もって、三木総理大臣の靖国参拝はこれは私的なものであるということを十分PRをしてあるんで、国民の疑いはこれで心配がない、その上さらにそういう自動車の使い方とかあるいは記帳の仕方についても三木総理大臣はこういう手だてをおとりにしたんですと、こういう説明だったわけなんです。結局、国民のその疑念を晴らすといえますか、疑いがなくなるといふのが実は問題なんです。事柄のその参拝行為が自身自身が私的なものであるということについては私と吉田前長官との間に意見の相違は全くありません。

○野田哲君 公人と私人の使い分けは閣僚の地位の重みからして困難である、こういうことは、それが行く先が自主憲法制定国民会議であろうがどこであろうが、これは行く先を選んで言われた言葉ではないはず。閣僚の地位の重みからして公私の使い分けは困難であるというのは、これは

はすべての場合にやはり閣僚というものは公私の使い分けはできないんだと、こういう見解である。私は理解をしようとする。

それから、あなたは靖国がいま国政の場であるという議論になっているか、どういふ底流があるかというのをまさか承知されていらないとは思われないのです。これは最もいますぐれた政治的な問題になっているわけですよ。そこへ三木総理の参拝のときは違った対応で参拝をされているというところは、明らかにこれは国民にとつては疑念が起きています。だからこそ官房長官のところに要請なり抗議もいつているし、私もこれは問題にしているんです。だから、いまのこの問題、また機会を改めて私は問題にしたいと思っております。できようはこれで終わりますけれども、いま官房長官が読み上げられたものをこれは文書にして提出をお願いしたいと思うんですけれども、そのことをお願いしてこの問題についての質問は終わりたいと思うんで、委員長、しかるべく御配慮をお願いしたいと思います。

○委員長(松田徳太郎君) 官房長官。

○国務大臣(安倍晋太郎君) 文書にして提出をいたします。

○野田哲君 外務省、見えておりますか。

まず、先日熊本でちよつとしたハプニングがありました。米軍の弾薬の問題に関連をして、熊本の金融機関の方へテレックスが舞い込んだというところで問題になっておりますが、この経過についてはアメリカに照会をされ、いきさつは外務省あるいは防衛施設庁では承知をされていると思うんで、その経過をまず御報告をいただきたいと思ひます。

○説明員(北村汎君) いま野田委員から御指摘のありました、在日米陸軍の司令部から送信されたテレックスが誤って受信されたということにつきましては防衛庁からも連絡を受けておりまして、テレックスの内容にあるMの142ということにつきまして防衛庁からも照会いたしましたところでは、これは訓練用の核の模擬装置であるという

ことであります。そこでアメリカ側、すなわちこの、東京の米国大使館にMの142を米軍が日本の国内で保有しているかどうかということをお願いをいたしましたところ、その事実はないということを確認いたしました。これは在京の米大使館が三十日に行いました発表の概要でございます。それは、本件テレックスの電文はアメリカの国防省から世界各地にあります弾薬庫全部に対して伝達するように指示された電文であつて、これを在日の米陸軍の司令部が日本にある弾薬庫すべてに対して送信したということで、その内容自体は秘密扱いではございません。これは米軍がいろいろ弾薬庫に物があるなしかかわらずそういう取り扱いに対しての注意事項をすべての弾薬庫に出すと、そういうルーティーンで連絡であつたというのを申しまして、そうしてなおアメリカ軍は日本国内にこの電文にありましたこのMの142という核の模擬装置というものは、これは日本には保有してないということを申し上げております。

○野田哲君 その後、恐らく、あの対象というのは江田島にある秋月に所在する司令官あてのものであつたというふうな承知をしているんですが、秋月で管理をしている在日米陸軍の弾薬庫というのは広島県で川上弾薬庫それから、こういうふうになつてはいるわけですが、あの直後の十月の十日から広島の漢橋弾薬庫それから東広島市にある川上弾薬庫、ここへ向けて弾薬が陸揚げをされてトラック輸送が相当頻繁に行われているわけなんです。この陸揚げに際して4という表示を掲げてこの陸揚げが行われている。この4というマーク、これは一体どういう性質のマークですか。

○説明員(北村汎君) 私どもその4という数字がどういう意味であるかということをつまびらかにしておりませんけれども、これはそのいろんな弾薬庫に運ぶものの種類その他によつて、その注意を数字でもって分類しておるというように聞いております。で、4が何を意味するかということは私ども存じておりません。

○野田哲君 施設庁長官は御存じでないですか、4のマークを。

○政府委員(巨理彰君) 承知していません。

○野田哲君 この4というマークは、いままで何回も国会でも問題になっている。この4というマークは核兵器、それからCB兵器、これの表示をする意味だということは、いままでの米軍の陸軍の発行資料の中で何回も指摘をされている。現にこの広の漢橋弾薬庫で、4のマークをつけて陸揚げがされていた。ここに写真が載つてはいます。そして、川上弾薬庫の中にもこの4のマークの入った半地下的な構造を持った弾薬庫があるのです。こういうふうな言われているわけでありますけれども、その点はあなた方は承知されてないのですか。

○説明員(北村汎君) 先ほど申し上げましたように、4の数字が、それが核の弾薬を意味する、そういうようなことは私も承知しております。が、もともと、先ほど申し上げましたように、アメリカ側は核の模擬装置でさえも日本に置いてないというのを言っております。あまつさえ核弾薬というものを日本に持ち込みますためには、これは何回も政府側が答弁いたしております。これは、これは事前協議の対象に係る問題でございます。日米間の信頼に基づきまして、アメリカが核弾薬を持ち込むときには日本に事前協議を申し込むということになっております。いままでそういうことは一切なかったわけでございますから、私どもといたしましては、日米関係の信頼感に基づきまして、そういうことは一切ない、一点の疑いも持っておりません。で、一切ない、一点の疑いも持っておりません。ただいま野田先生の御質問の件につきまして施設部長が米側との連絡の結果承知しているところがあるようでございますので、お答えさせていただきます。

○政府委員(高島正一君) なお、先生のいま御指摘の点につきましては、詳細な調査を必要といたしますけれども、私どもいままで事務的に米軍に照会した限りにおきましては、4という標識は消

火上の区分であつて、一般弾薬以外の何物でもないという米軍から事務的な連絡を受けておるところでございます。

なお、詳細についてはさらに外務省当局とも協議いたしましてお答え申し上げます。

○野田哲君 4というマークはそういう性質のものでないでしょう。これは特殊な兵器を表示する場合にこの標識を使う、こういうことが過去にも問題になったことがあるわけです。詳細にあなたの方では調査をするというのであれば、それで本日はこの問題とどめますけれども、米軍の弾薬の取り扱いの中の資料に4というマークはどういうものを、どういふ場合に表示をするかというのがあるはずでありますから、これはもっと具体的に照会をして、特に広島県のこの広、それから川上弾薬庫、ここに向けての輸送というのは、プレスの中から東広島市に向けて、先般当委員会でも調査に行った経過があるわけでありまして、広島県の中心部の人口過密地帯、そうして非常に道路の狭いところを輸送しておるわけでありまして、広島県の住民がこれによって非常な不安を受けているわけでありまして、事実をもっと具体的に明確に示してもらいたい。このことを要望しておきたいと思ひます。

次に、まず金丸防衛庁長官に伺いますけれども、あなたはことしの六月にアメリカを訪問されて米軍に対する思いやりということをしきりに帰国されてからも強調されている。一体この昭和五十四年度に向けて、あなたがアメリカへ行つて約束をされた思いやりというのはどういふ具体的な実行をされようとしているのか、この概要をまず伺いたいと思ひます。

○國務大臣(金丸信) 私は、日米関係というのは日本の安全のために不可欠であるという基本的な考え方を持っておるわけでありまして、そういう中でドル安円高というこの時点で、これはアメリカから要求されるものでなくて、いわゆるその信頼性を高めるということであるならば、日

本自体がこういうことについて考えるべきじゃないかという私は考え方であるわけでありまして、アメリカへ行つて、六月お話し申し上げたのは、私は金額を申し上げたわけでもないが、アメリカの日本における駐留軍の財政が逼迫しておるということも、われわれも十二分に承知いたしておるわけでありまして、そういうような考え方の中でいわゆる地位協定の範囲内でできるだけの思いやりというものが私は日米関係の信頼性を高める。こういうことで、この件につきましてはアメリカのブラウン長官とも話し合つたわけでありまして、その詳細につきましては施設庁長官から説明を申し上げます。

○政府委員(眞理彰) ただいま大臣からお話のございましたように、私も在日米軍の駐留経費の負担が昨年来の円高ドル安等の傾向に伴つて大變窮乏してきておるという事態に陥つてしまつて、一つは日米安保体制の信頼性を高める。その中核をなす日米軍の駐留が円滑に行われるようにしなければならぬということと同時に、駐留経費のドルベースにおきます実質的な負担の増大が、これが現在いま二千人おります駐留軍従業員の雇用あるいは労働条件等いろいろな悪い影響が及ぶようなことがあつてはならないということを考へまして、地位協定に抵触しない範囲で何をなし得るかということとを鋭意検討してまいつておるわけでありまして、その内容といたしまして、一つは在日米軍の施設の改善でございますが、これについては八月末に総額約百四十一億円の概算要求をいたした次第でございます。これはすでに御説明申し上げておりますとおり、隊舎あるいは家族宿舎の建設、あるいは貯油タンクの改築、サイレンサーの新設等でございます。それからこういう施設の改善の面ほかに、さらに直接の円負担に關連いたしますところの大宗をなす労務費について負担の可能性がありやなしやということを鋭意検討しておるところでございますが、これにつきま

してはまだ結論を得ておりません。結論を得まして積極的に対処すべきであるということになりま

した昨には、予算の追加要求と申しますか、組みかえ要求をいたしたいと考えておりますが、まだ具体的に結論がまとまるに至っておりません。そういう状況でございます。いづれにしましても私もそういう日米安保の中核である在日米軍の駐留の円滑化と同時に、駐留軍従業員並びにその家族の雇用、生活を安定した基盤に置くということとを念頭に置きながらどう対処するかということを考えておるところでございます。

○野田哲君 まず、基本的な問題ですが、金丸長官は、この円高ドル安によつて在日米軍が困つてゐるから、それは向こうから要求されるべきものではなくて、日本側からやはり率先してそれに対しては思いやりの立場で処置をすべきものだ、というふうにおっしゃつておるわけですが、地位協定で定められておるわけですね。地位協定というのは、これは国会で批准をした条約に相当する扱いで扱われておるわけですね。アメリカの国会ではこの地位協定は批准していないけれども、日本では国会で批准をしておるわけですね。この地位協定に定められておることが円高ドル安という通貨の変動によつて中身がどんどん変わつてくるという扱いが果たしてこの地位協定の扱いとして妥当な措置に該当するのですか。その点の見解をまず伺いたいと思ひます。

○政府委員(眞理彰) 御承知のとおり、地位協定におきまして米軍の駐留に伴う経費の負担関係の原則が定められておるわけでありまして、けれども、その地位協定の二十四条におきまして一々万般の経費の細目について負担の割合を細かく規定してあるわけではないわけでございます。原則的な考え方を規定してある。その範囲内においてどう日米が負担するか、どこまでが地位協定上の義務であり、あるいはそうでないかというふうなところは、必ずしも地位協定上明確に明文で規定されておるわけではないわけでございます。これについては、やはり両政府間の話し合いによ

關係を決めるということでございます。そういう意味におきまして、決して円高ドル安によつて地位協定そのものの意味合いを變へると、そういうふうなことを考えておるわけではないわけでございます。

○野田哲君 しかし、兎もそのものが、金丸長官が説明されたように、円高ドル安の状態によつて日本側としてそういう好意的な立場をとるんだと、こういうことになつてくると、円高ドル安の状態がこれからずっと続く限りは米軍には同じ事情がずっと続いていくことになるわけですね。すると、やはりこの円高ドル安状態が続いていく限りは毎年毎年何らかの形でこの特別の措置を、それをカバーするためにとつていくと、こういうことになるんじゃないんですか、どうなんですか。

○政府委員(眞理彰) 先ほども申し上げましたように、地位協定において経費負担関係の原則が定められておるわけでありまして、われわれが考へておりますのは、この地位協定の原則に抵触しない範囲で何をなし得るかということでございます。在日米軍は約十億ドルの駐留経費を要するとされておりますが、その過半が円払いである。昨年度以来の円高ドル安というのは非常に異常な状態でございます。三割以上の円レートの高まりということがございまして、在日米軍の財政状況が非常に窮乏しておるということは事実であるわけでございます。

そこで、これについて、またこれを放置しますと何らかの形で従業員にしが寄るおそれもないではないかということをおかれこれ考へまして、いろいろ知照をしておるわけでございますが、私もこの地位協定に抵触しない範囲で何をなし得るかということをおかれ考へておるわけでございます。これが際限なくどこまでもしういう財政の窮乏状態が続くならば、現行の地位協定のもとでもできるというふうには考へていないわけでございます。地位協定上の定められたところまでとどこまでのことをなし得るか、現在は

まだ概算要求の段階でございまして、いづれ通常国会におきまして、正式に政府としての予算決定をいたしまして、御審議をお願いするわけでございまして、その際におきましては、この地位協定の関連におきましてその意味合いを十分に御説明し、御納得をいただけるようにしなければならぬことはもちろんでございます。際限なくというふうなことはあり得ないわけでございまして、当然おのずからなる限度があるべきものと考えております。

○野田哲君 行政協定から地位協定に一九六〇年に協定の内容が変わりましたね。その行政協定から地位協定に変わったときに、前の行政協定によつては毎年一億五千五百万ドルの防衛分損金を日本から米軍に支出することになっていた。そのときの藤山外務大臣の国会での説明では、行政協定の内容を新しく地位協定に改めることによつて、行政協定に定めていた年間一億五千五百万ドルの防衛分損金は必要がなくなったんだ、もう日本はこの地位協定に定める以外には財政的な負担をする必要はなくなったんだと、こういう説明を随々しく国会でやっておられるわけです。それをまた今度百何十億かやろうとしているわけですか。

そこで、まず第一点として伺いたいのは、外務省の方に伺いますが、この行政協定の当時、一億五千五百万ドルを日本側から防衛分損金として支出するという取り決めの際に、この一億五千五百万ドルというのは、これは日本の通貨で払うと、こうなっているわけでしょう。日本の通貨で払うに当たっては、この日本の通貨の計算の仕方、これがあつたと思うのですが、それはどういうふうになつておりましたか。

○説明員(北村汎君) ただいま突然の御質問でございまして、私もいまつまびらかにいたしませんので、早速調べまして返答させていただきます。

○野田哲君 このときの取り決めは、ドルとの関係で、時の相場で払えと、こういうことになつていたわけですか。私の調べたところではそういうこ

とになつていたと思う、時の相場で払えと。そうして今度は行政協定が地位協定に変わつて、この一億五千五百万ドルの防衛分損金はなくなった。そして米軍が使う施設区域あるいは勤務役務の關係が地位協定で取り決められた。ところが、その後の現在の円高ドル安と、こういう状態になつてきたときには、今度はそれに相応して日本側からまた新たに負担を行うというやり方、これは行政協定当時からいささかからして私は筋が通らないんじゃないか、こういうふうに通うのです。

○政府委員(三浦彰君) 概算要求をお願いしておりますサイレンサーは、嘉手納飛行場におきましてKC135という給油機のための消音装置でございまして、これはエンジンテスト等をいたします場合に周辺に非常な騒音をまき散らすということを軽減防止するための施設であると承知しております。

○野田哲君 だからサイレンサーというのは、飛行場の施設そのものですね、こういうのもまで含めて円高ドル安だからということと、つまり米軍の飛行場の設備を日本側の金でつくつてやる、こういう取り決めは地位協定の第何条をどういうふうに読めばできるんですか、これは。

○政府委員(三浦彰君) 地位協定の二十四条の二項におきましては、施設区域等につきましては、この地位協定の存続期間中日本側の負担で提供することになることになっておりまして、サイレンサー等の施設もこの地位協定二十四条の二項によつて根拠が与えられておるといふふうに考えております。

である」と、つまり地位協定締結をされた当時に取り決められた土地と、その土地の上にある建物、一体的にこれが提供された場合のことだと、こういうふうに通う説明をされているわけですが、地位協定の中では施設区域というものは非常に括約で限定をされてはいない、特定をされてはいない。しかし新たにここで嘉手納飛行場に日本側の負担でサイレンサーをつくるというような措置をとることは、これは地位協定を審議する際の政府側の見解とかなりこれははずれた措置になるんじゃないですか、どうですか。

○政府委員(三浦彰君) 私どもはそういうふうには考えておりませんので、地位協定上その施設区域の定義は存在いたしませんけれども、その内容は建物工作物等の構築物及び土地公有水面を言うものというふうに通う解されておりました、昭和二十七年以来一貫してこのような解釈に即して行われておるわけでございまして、サイレンサーというのは、本来の軍事的な意味合いにおいては必要とするものではございません。これは周辺の地域住民に対して騒音公害を防止するといふ目的のために必要とするものでございまして、地元からも御承知のとおり嘉手納の居住区域の方におしりを向けるかつこうでKC135の駐機場がございまして、大変なエンジンテストの際に騒音が出るということとで地元からも御要望がございまして、米側にもその旨伝えてはあつたわけでございまして、米側にもなかなか米軍の予算というものは、特に施設関係につきましては、在外経費の節約という方針もございまして、こういう面まで手が及ばないということとでこれは日本側の負担において地域住民のためになる施設であるということと提供しようといふのが私どもの考え方でございます。

○野田哲君 この施設区域というのは、地位協定発足の当時、それから沖縄について沖縄返還のときに、この地位協定に基づく具体的な取り決めとして土地それから地上にある建物等の施設、これを日米合同委員会が具体的に取り決められていたわけでしょう。その取り決めるに当たつて、当

時の法制局の第一部長は、先ほど申し上げたような形で土地と一体的に提供された場合の概念だと、こういうふうに通う施設について述べているわけですが、それから、すでに取り決められた土地あるいは現にアメリカ側との間で具体的な細目を決めていくわけでしょう。そこへ新たにその地上に今度の施設そのものをつくつてやる、しかもそれが飛行場の施設そのものだ、こういうことになつてくると、これは一体地位協定に定めている内容といふのは際限なく拡大をしていくんじゃないか。一体この園どめといふのはどういう形でできるんですか。園どめがでないじゃないですか。あなたの方では予算さえ承認をされれば、それですべて可能だと、こういうことでどんどん地位協定の解釈、範囲を拡大していく、これ際限がないじゃないですか。どうなんですか、この点は。

○政府委員(三浦彰君) 先ほど私が申し上げました施設区域の内容というのは、建物、工作物等の構築物及び土地、公有水面を言うということと一貫してこういう解釈に即して行われております。そういうことを申し上げましたのは、四十八年の三月にそういふ趣旨で衆議院における御質問に対して政府としてお答えしておるところでございます。もちろん具体的な提供の手続といたしましては、国内的な措置、予算措置等がとられました場合に、施設特別委員会、さらに合同委員会の議を経まして米側に提供されるという手続になるわけでありまして、私もこれが地位協定の二十四条にもとるものといふふうには全く考えないわけでございます。

園どめといふお話がございましたが、これはいかなる施設を提供すべきかということにつきましては、その施設の重要性、緊要度、あるいは経費のかかることでございまして、財政負担の關係、あるいはその施設の設置される地域周辺住民の事情等を総合的に勘案して何を提供する、しないといふことを判断すべきものと思ひます。そして、その上で予算におきまして、国会の御審議

を経て国会で予算の御承認がありました後に、おい
て合同委員会の手続を踏む、こういうことになっ
ておるわけでございまして、これが何でもかんで
もというふうに行われるというものではない。そ
ういふ諸般の事情を勘案しながら、国会の御審議
を経て提供すべきものを提供する、こういうこと
であらうと考えております。

○野田哲君 この議論は、五十四年度の問題でありますから、この程度にとどめて、また機会を見て審議したいと思います。

そこで、別の問題に移りますが、この前の予算委員会ではアメリカの戦争権限法の問題を出したわけですが、金丸長官は承知をしていない、こういうお答えがあったんですが、防衛庁の方ではこの戦争権限法の問題については一切検討に値しないと考えておられるわけですか。

○政府委員(伊藤主一君) 戦争権限法につきましては外務省の方からお話を伺ったりはいたしておられますけれども、いわゆる私どももいたしましては、日米安保体制を有効に機能させるための努力、それをするにによって米側の協力というものは得られるという判断のもとに協力体制を固める努力をしているところでございます。

○野田哲君 いや、具体的に防衛庁では戦争権限法が日本の安保条約に対してどういう影響を持つ

ているかということについては全く検討をされて
いないんですか。この点は私は源田議員と大体受
けとめ方についてはある部分では一致するところ
があると思うんです、ことしの三月の源田議員の
質問を私は予算委員会にておりましたけれど
も、全く防衛庁は戦争権限法については無関係だ
と、こういうふうに考えておられるんですか。

○政府委員(伊藤圭一君) 先生の御質問の趣旨は、戦争権限法によって日米安保条約に基づくアメリカの協力が、ある一定の期間が過ぎるとアメリカの議会の承認が得られない限り、その協力が得られなくなるのではないかという趣旨の御質問かと思いますが、私どもは必ずしもそうは考えておりませんで、確かに戦争権限法は出ましたけれ

ども、日米安保体制というものを有効に活用する日本側の努力というものがあればアメリカの協力は得られるというふうに考えているわけでございます。

○野田哲君 この前の予算委員会での議論をしたわけですが、私はこのアメリカで制定されたたつた一九七三年の戦争権限法については、いま伊藤防衛局長がちゃんと触れられた五条の(1)、(2)、(3)、つまり外国に駐留をするアメリカの軍隊が戦争に投入をされるという状況は連邦議会が戦争宣言を

したときか、あるいは議会においてその使用について特別の権限を制定をした場合、二つ目には連邦議会が期限を延長した場合、六十日という期限を延長した場合、それからもう一つは、直接アメリカのあれに攻撃を受けて、それに対して投入をした場合、こういうふうに特定をされていると思

うんですけれども、外務省の説明は八条の二項で
すか、これを非常に拡大解釈をされている、こう
いうふうに思うんです。だから、あの戦争権限法
については二つの相入れない条項があるわけで
すね。これこれに該当しない場合には六十日以内
に撤退をするんだと、こういう三つの条項がある
わけです。それから八条でいままでの既定の条約

やアメリカの憲法に影響を及ぼすものではない、
 こういうのがあるわけです。

この「国防」という本、これは防衛庁御推奨の朝雲新聞社が出している本です。この「国防」の中に、アメリカで戦争権限法が制定をされており、宮脇さんという方が解説をされているんですが、その中では明らかにこれは日米安全保障条約それから米韓相互防衛条約などこれらがこの本項の適用を受けることになる。本項というの

は、つまり授權があった場合あるいはアメリカが戦争宣言をした場合以外には六十日たったら引き揚げなければいけないんだ、この条項が適用を受けることになるんだと、こういうふうにこの「国防」では解説をされているんですが、これを防衛庁やそれから外務省ではこういう解説があっても八条でいいんだと、何ら影響はないんだと、こう

いうふうにあくまでも解釈をされているんですか。その点はどうなんですか。

○説明員(北村汎君) ただいま先生御指摘の戦争権限法とそれから安保条約の関連につきまして、これはこの間の予算委員会では先生が御指摘なさいました問題も踏まえまして私ども引き続いて検討をいたしたいと存じておりますけれども、先生もさつきおっしゃいましたように、この戦争権限法の中には一見相矛盾するような条項があるわけでございます。この戦争権限法と申しますのはアメ

リカの国内法でございます。アメリカの国内法につきまして、いろんな解釈をアメリカの中でもやっておりますようでございますし、また私どもも、いろんな解釈ができるんでございますけれども、ほかの国の国内法についてこれが有権的な解釈であるということは、これは日本の立場からはでき

ないわいでございます。で、いずれにいたしまして
も、私どもといたしましては日本とアメリカとの
安全保障問題を律するものは、これは日米安保条
約であるという立場に立っております。これは、
二国間の法律関係を律するものは一般国際法か、
あるいはその二国間に締結された条約であるとい
うことでございますから当然のことでございます。

が、この日米安保条約というものは、これはアメリカの行政府が締結した条約であるばかりでな

く、これはアメリカの議会が承認した条約でございます。すなわち、アメリカは行政府のみならず、議会も含めまして日本に対する武力攻撃があった場合には日本を守るんだということを宣言しておるわけでございます。で、そういうことでございますから、これは行政府あるいは大統領が日本を守るということを宣言したのみならず、行政府と

立法院とかということではなくて、アメリカの国家が日本の国家に対して約束したアメリカの防衛義務でございます。そういう立場に立ちます。われわれとしてはそういう立場に立たざるを得ないわけでございますが、そういう立場から申しますと、そのような国家としてのアメリカの防衛義務を承認したアメリカの議会が、他方においてその

アメリカの義務に支障を来すような措置をとるということは、これは考えられないわけでございます。そういうことで、私どもといたしましては、あくまでも安保条約第五条に基づいてアメリカは

日本を守るといふ義務を宣言しておる、私どもはそのように解釈しております。もちろん先生さつき御指摘なさいましたように、戦争権限法と申しますのは、その成立の経緯から申しましても明らかなごとく、これはアメリカの長い間のベトナム戦争に対する参加、そういうことに對してアメリカ

力の議会の意思が反映されていなかったというよう
なそういう議論、不満、反省、そういうものがあり、
かつウオーターゲート事件において大統領領
というものの権威というものに対するいろんな批
判が行われた、そういうことを背景にしているん
な主張、いろんな立場があって、いろいろ成立の

経緯があるわけですが、そういうことでアメリカの中でもその解釈についてはいろいろな解釈があるように私どもは承っておりまして、先ほども最初に申し上げましたように、この国内法を有権的に解釈する立場ではございませんけれども、先生御指摘の八条a項と八条d項との関係とか、二条c項の問題であるとか、そういうところ

は今後ともいろいろ検討を続けさしていくつもりでございます。

○野田哲君　だから、つまりいまの参事官の考え方というのは、これは日本側の希望的な観測で、よもやそういうことはあり得まい、こういう希望的な観測だと思っんですね。アメリカ側でいま触れられたように、これが制定をされた経過を見ると、これはベトナム戦争でさえも議会は戦争宣言をしないで、大統領の統帥権によって突っ走って

いった、このことに対する反省から生まれているわけでありまして、しかも、ニクソン大統領は、この法律は制定をされたときには、アメリカが諸外国と結んでいるところの安全保障条約、これに対する義務を制約をされることになるということ、一回は拒否権を発動しておりますね。その拒否権を発動したものに對して、さらに特別議決に

よって制定された法律でありますから、したがって、ニクソン大統領が、これでは日本や韓国等との相互防衛条約上の約束は履行できないということで、拒否権を発動したものに對して、再度特別議決をしているという経緯から見れば、私は外務省のいま述べられた見解というのは非常に甘い希望の観測にすぎない、そういう状況があるにもかかわらず、防衛庁が日米安全保障条約を金科玉条のようにオールマイティーのように判断をされて防衛計画を立てておられるところに私はやはり問題があると思うんです。

私は、もうこれ以上この問題は触れませんけれども、私の見解というのは、すでにアメリカ側はそういう議会の意思が働いて、無条件にこの日本に軍隊を置いて、そして日本を守るという立場には立っていない、そういう状況からすれば、これはもう日米安全保障条約というのは、実質的には大きく戦争権限法によつて変質をしているんだから、この際、いつまでも政府も安全保障条約にしがみつかないで、これは廃棄の方向を検討すべきではないか、私は、そのところから先が自民党の皆さんと違うわけですが、だから、それにかわる軍備を持てとは言っていないんです。平和的な外交手段、福田総理ではないが全方位外交を全うしていけばこれで日本の安全は守り得る、こういう立場をもってこの質問をしたわけであり

ますが、この問題はまた次の機会に、外務省の方も鋭意検討すると、その本質的なものについて検討するということでありまして、検討の結果を待つてまた機会を見て議論をさしてもいいと思います。

そこで金丸長官に伺いますが、有事という問題が非常に議論になっているのですが、万々が一にも奇襲ということはある得ないだろう、こういう見解も出されております。そういう奇襲という状態は起こらないようにするのが政治の責任だ、この点私どもも見解は一致するんですが、しかし、それにもかかわらずなおこの有事法制と、こういうことが進行しておりますから、この問題に

また触れていきたいと思うのですが、一体有事というのはどういう状態が起こったときからが有事と、こういうふうな判断をされるのですか。

○国務大臣(金丸信) 自衛隊法七十六条、これが発動されたその以後は有事だと私は考えています。

○野田哲君 かつて高辻法制局長官があるいは佐藤総理が述べておられる見解というのがあるのですが、その意味というのは自衛権の発動の時点は武力攻撃を受けてからではなくて、武力攻撃が始まろうとするときだ。始まったとき、これがいつであるかは諸般の事情による認定の問題だと、こういうふうな見解があるんですが、佐藤総理の見解としては、わが国が侵害されるおそれがある、そういう確かな情報があれば侵害を受けまいようにするのが当然だ。したがって、そういう判断をするのが当然だ。したがって、そういう判断をし、あるいは情報を得ればその時点から有事の体制に入る、こういうふうな見解がかつて高辻法制局長官なり、あるいは佐藤総理が述べられておる例があるんですが、これは具体的に言えばどういうことなんでしょうか。

○政府委員(伊藤圭一君) いま先生のお述べになりました内容が具体的にどういうものかというのには、私もちょっといま判断しかねるわけですが、有事というのは大臣が申しました有事というのは、有事というのは定義がないわけですが、有事というのは、私も、私どもが研究の対象としたて考えておりますのは、七十六条の防衛出動が下令されたような状況というものを考えているわけですが、いまだ、いまのお話にございましては結びついていないというところは、私そのように考えているわけですが、防衛出動が下令されましてもおの自衛権を行使するのは、いわゆる自衛権行使の三要件と申しますか、それに該当したようなときだというふうな考えでございまして、

り、どこか日本の国土にどこかの国の軍隊が武力を持ってあらわれたと、こういう現実武力による侵襲があったときに下令をされるのか、それともどこかで日本に向けて準備がされているぞと、こういうときに始まるのですか、その点はどうなんでしょうか。

○政府委員(伊藤圭一君) この防衛出動の下令というのは、武力攻撃のおそれのあるときという場合にも防衛出動が下令されるわけですが、そこでおそれのあるときというのはどういう時期を言うのかというふうな議論も過去になされておりますが、これは直接にいわゆる武力攻撃がなされたという段階でもないし、また武力攻撃の着手のあった時期というのはいわゆる客観的に情勢が非常に緊迫してきた、それから部隊が集結しているというふうないろいろな状況から判断して武力攻撃が行われる可能性があるということが客観的に判断されるようなとき、そのときにはやはりおそれのあるときとして防衛出動が下令される可能性があるかと考えているわけですが、

○野田哲君 そうすると、たとえば具体的な例で、この六月に退職された栗栖統幕議長が択捉島にソ連軍が上陸演習をやっていると、こういう情報、金丸長官は後でこれは情報の間違ひであったというところで取り消されて陳謝されたわけですが、ああいうときには、これは待機のための出動と、こういうことが下令されることになるわけですか。

これは客観的に武力攻撃のあるおそれがあるというふうには判断できないわけですが、日本のように現在周辺諸国と友好関係を保っているこの時点において、その武力といえますか、戦車、艦艇等が動いたというだけではそういう状態ではないと考えるわけですが、

○野田哲君 朝鮮半島で、これは仮の話ですが、でも、あの三十八度線の非武装地帯、ここで武力紛争が生じたと、この場合は、これはどういう判断をされますか。

○政府委員(伊藤圭一君) それはまあその紛争の事態にもよると思いますが、三十八度線で武力紛争が起こったというだけでは直ちにそれがあつたというふうには結びつかないと考えております。

○野田哲君 四十五年の二月二十四日に衆議院の予算委員会が当時の愛知外務大臣が、朝鮮で武力紛争が生じ、国連の措置が間に合わないときには一種の自衛措置としてこれを排除することは当然行われる。あるいはまた海外の権益及び海外在住の日本人の生命、財産が脅かされる場合は、国連協力という大義名分がなくとも、武力行使を伴わない限り自衛隊を派遣してこれを保護する警備行動は憲法上許される。これは四十五年の三月三日に高辻長官が参議院の予算委員会であつたわけですが、こういう見解があるとしたら、いま伊藤防衛局長はそれ状況によると、しかしそれは直ちにということではないんだと、こういうふうな答えられたわけですが、朝鮮半島の問題については全く関係ないと、こういうふうな考えでいいんですか。

○政府委員(伊藤圭一君) そのときの御答弁の後を詳しく読まないといけないと思いますが、私も、私どもは朝鮮半島で紛争が起る、そしてまたその紛争によつて日本の領土が組織的、計画的な武力攻撃を受けるというような事態になりますれば、やはり国の自衛権といえますか、正当防衛権としての武力行使というものはあり得ると考えております。

また、後段のその紛争があったときに武力行使を伴わない救済措置というものは可能かどうかという点につきましても、これは外務大臣の言われまじく憲法に抵触するとは思いませんけれども、現在の自衛隊法ではそういう任務を与えられておりませんので、現在の状況ではできないと考えているわけでございます。

○野田哲君 昭和四十四年の四月八日に議員の質問書に対して政府の回答書が出されているんですが、この回答書によると、海外における武力行動で自衛権発動の三要件、つまり、急迫不正な侵害、他に適当な手段がない、必要最小限度の実力行使にとどまる、これに該当すれば憲法上の理論としては、そのような行動が許されないわけではなく、こういう政府の回答書が出ています。

○政府委員(眞田秀夫君) 先ほど来の御議論をここで聞いておまして私感しますのは、防衛出動の発令の時期とそれから自衛権の行使の時期とどうも少し混同して御議論が行われていないかというふうな感じを抱くわけなんです、七十六条は防衛出動の発令の時期でございまして、それはわが国に対して外部から武力攻撃があった場合及びそのおそれのある場合、その場合には防衛出動の発令ができるというふうな制度になっております。しかし、その防衛出動の発令がありましても現実には武力攻撃がまだない、おそれのある段階であるという、そういう段階において日本がいわゆるその具体的な自衛権の行使をすることはこれは憲法上許されない。先ほどおっしゃいました自衛権発動の三要件のうちの第一、第二に該当しなければ現実の自衛権の行使はできない。ただその自衛権の行使の前提となる外国からの武力攻撃、その武力攻撃があったというのが一体いつかというまた非常にきわどい問題になるわけなんです、それはかつて橋本委員が、「ニイタカヤマノボレ」という太平洋戦争の初期のときの行動を例に挙げられまして、そして一体その武力攻撃があったときというのはいったい何を政府に御質問に

なりました。そのときにもお答えしているはずなんです、この七十六条に言っている「武力攻撃」というのは、これは国連憲章五十一条と大体同じ内容だというふうにわれわれも考えておりますが、あの国連憲章にも、原文では、あれは「アムド・アタック・オカズ」と書いてありまして、過去形ではないんですね、あの五十一条自体が。その辺がまた問題になりまして、国連総会の第六委員会、一体国連憲章の五十一条が発動する時期は具体的にいつだということがかなり真剣に御議論になったようです。で、その点につきましても政府のいままでの見解は昭和四十五年の三月十八日に衆議院の予算委員会において当時の愛知閣務大臣がお述べになつておられるわけなんです、現実の事態において、どの時点で武力攻撃が発生したかは、そのときの国際情勢、相手国の明示された意図、攻撃の手段、態様等々によるのでありまして、抽象的に、または限られた事件のみ仮設して論ずべきものではございません。」と云つて具体的なお答えは差し控えておられるのがいままでの経過でございます。

○野田哲君 つまり、この有事という判断をどういう状態で行うかというのはケース・バイ・ケースということ、政府の考え方もいま固定的にはなかなか説明できないと、こういうことなんです、今度のこの有事法制という議論があるわけですが、日本には憲法上その手続は明記されていはいわけて、七十六条ではこの国会の議を経て下令という、あの条項があるだけですけれども、一体この有事立法をこれから検討されるということとすけれども、その検討過程で有事体制に移行するということの場合の手続規定についてはどういうことを考えておられるんですか。

○政府委員(伊藤主一君) この七十六条には、国会の議を経て総理大臣が出動を命ずることができるといふことになっておられるわけでございますけれども、当然のことながら、その以前には国防会議を開き、防衛出動の可否についてというのは国防会議の諮問事項の中にもございまして、そのこの

諮問を受けて総理大臣が閣議でそれを決定し、そして国会に諮るという手続になると私もは考えているわけでございますが、そういった国防会議の中にもそういうことが決められておりますし、また当然のことながら行政府として閣議を開いて決めるというふうな手続があるかと思ひますが、具体的にどういふ時期にそういう会議をお願いするかというふうなことは、これはいま申し上げましたように、事態そのものがなかなかむずかしいわけでございます。しかしながら、これは国の運命にかかわる重要な問題でございますので、そういう際には的確な情報を早く総理大臣のもとに上げて、御判断をいただくという努力をしなければならぬと考えているわけでござい

○野田哲君 そうすると、手続規定については特に新しいものを定める必要はないと、こういうふうに考えておられるわけですか。

○政府委員(伊藤主一君) そちら辺はまあ今後研究する必要があると思ひますけれども、現在の法体系で一応整っているというふうに私もは考えているわけでござい

○野田哲君 金丸長官に伺いますけれども、これから大分自民党の中も過熱をしてくる状態にあるようですが、有事法制の問題については自民党の中でも大分相異なつた意見があるようですね。幹事長の太平さんは、現行法以上のものは必要ないんだと、こういうことを国民の前に表明をされて改めるべきだと、こういう議論が出ています。与党の中においてさえこれだけの相反したような議論があるわけですから、とてもこれは、国論を統一しようなんというふうな情勢にないと思ひん

で、まあこれはしばらく——しばらくではない、もうこの辺でこの議論はやめて、幕引きにしたらどうかというふうに思ひますが、いかがですか、長官。

○国務大臣(金丸信君) 私は、有事というものがあ

うものがある。自衛隊がある以上、日本を侵さんとするものがあるときはいかなる対処をするか。その対処方法をいろいろの面から研究するということは当然のことだと私は考えております。

また総裁選挙、過熱しているいろいろな議論がされるというふうなお話。私は、大平さんの現行法でもいけるというふうな考え方、しかし、その中に研究はすべきだということを言っておりますが、自衛隊法というものは、非常に私はよくできておる自衛隊法だと考えております。先ほど来からいろいろ問題が出ておるわけですが、私は、防衛という問題は、いつも申し上げているんですが、二十七万の自衛隊員だけで日本の国を守るわけにはいかない。いわゆる一億一千万国民一人一人のコンセンサスを得なければならぬ。有事という問題等につきましても、十二分に国民に理解を得ながら積み重ねていかなければならない。また、私はこの問題についてはひた隠しはいたしません。いわゆる研究したものを中間報告するということであれば中間報告もいたします、こういうようなことも言っておりますし、また奇襲という問題等につきましてもいろいろ議論がされておるわけでありまして、私は奇襲というものは、先ほどお話しがありましたように、あり得ないようにするのが政治だと。で、それじゃあいま奇襲されたらどうなるか、そのあらゆる設備はあるのか、施設はあるのかと言われてみますと、現状においてははいけれども、しかし、いまのこの時点ではいよいよ日本を脅かすような状況にはない。こういう平和なときにできるだけの対処をし、予算もいただいて、いわゆるその奇襲のないようにするということが当然のこと、私は奇襲というものはあつてはならない。

先般西ドイツのシュミット首相が見えて、いわゆるどこかの新聞記者諸君がシュミットに西ドイツには奇襲というものがあつかう質問をしたら、ドイツには奇襲というものはあり得ないという答えをしたそうですが、私もそういう考え方でこ

こは対処していかなくちゃならないし、また奇襲

襲というものを、統一見解の中で、あるか、万が一あるとするならば研究するというところで、わけてありますが、私は奇襲というものはあつてはいかない、また総理の権限を一つでも剝奪するということはシビリアンコントロールというものにもとる、そういう考え方で、それじゃあ研究はして、万が一あるというならば、それじゃあ研究はして、総理の権限を譲るということはあつてはならぬと、こういう考え方で、この奇襲という問題には私は考え方を——これにはいろいろ御批判があると思います。ですから、あるかもしれぬと言ふ人もありますし、それは絶対にこの時代においてはないんじゃないかという考え方もあるから、それじゃあるかもしれぬというんじや研究してみたらどうかと、こういうことですが、私個人の考え方は、絶対あり得ないという考え方で統一見解をつくったということを御理解いただきたい、こう思うわけであります。

○野田哲君 具体的なことでは伺いたいと思うんですが、この六月の下旬から七月の下旬にかけて、これは予算委員会、山中先生もちょっと触れられましたが、あれは名前は何というんですか、神威作戦というんですか、かつて栗栖さんが師団長をやっていた広島に司令部のある十三師団が、約一カ月間にわたって往復五千キロに及ぶ北海道の矢野別というんですか、そこへ向けて大機動作戦を展開をした。これは「朝雲」に載っているわけですが、この演習の目的というのは一体何ですか。

○政府委員(夏目晴雄君) 確かに、本年六月から七月にかけて、十三師団の北海道の演習場を使用する演習を実施したことは事実でございますが、自衛隊が専守防衛を主とするとは言いますが、ございませぬけれども、実際有事の際に限られた自衛隊の勢力を有効に使うというふうな見地から、いろいろな場合を想定しまして部隊をいろんなところへ移動し派遣するというふうな訓練は従来からも実施しているところでございまして、今回の

演習もそういった趣旨から実施したわけでございまして、また、こういう演習を実施することによりましてこの部隊にとつても日本のあらゆる地形についての知識を得るといふふうな面からもきわめて有効であるといふふうに考えております。

○野田哲君 十三師団というのは広島に司令部があつて日本の西の方に配備をされては陸上自衛隊の部隊なんです。これが延べにして五千キロも移動作戦を行う。そしてこれはLSTを使って上陸演習もやってくるんですね。その点どうなんですか。

○政府委員(夏目晴雄君) 今回の演習に際して十三師団からLST、あるいは自走で行ったもの、あるいは航空輸送で運んだもの、各種ございまして、特に上陸演習というか、北海道の海岸にいわゆる卸上、積みおろしということは実施しておりますが、いわゆる敵前上陸といふふうなための訓練ではございませぬ。

○野田哲君 旭浜というところへLSTによつて上陸すると、こういう行動が組み込まれているわけですが、いま夏目参事官もいみじくも言われたわけですが、有事の際にいろんな地形にも対応し得るようにならねばならぬところに派遣して、こういうことを言われたわけですが、日本列島の西の方に配備をされている十三師団が何で往復で延べにして五千キロも移動するような作戦行動の演習をやらなければいけないんですか。

○政府委員(夏目晴雄君) 先ほども申し上げたように、陸上自衛隊の勢力というのは十三個師団十八万に限度でございまして。こういった勢力でわが国に対して有事があつた場合にどのように有効に運用するかといふことは、部隊を事態に応じて各方面に移動展開する必要がある場合が想定されるわけでございまして。そういった意味で、かねがねわれわれこういう演習をいわゆる他方面演習といふふうに申しておりますが、この種の演習というのは必ずしも西から北海道に移すだけでなく、たとえば東部から東北へ、あるいは東部から中部へといふふうな、その場の、そのときの演習

場の使用といふことを考慮しまして、あらゆる場合の移動訓練を実施しているところでございまして。

○野田哲君 長官、あの演習については国際的にはかなり物議を醸しているんです。あの演習は韓国の側ではこれは大変評価をしているわけですが、つらつ、あれは朝鮮半島有事の際に備えての日本の陸上自衛隊の演習だと、こういう評価をされているんです。北の朝鮮民主主義人民共和国は、あの五千キロというのは朝鮮半島を遡断する演習だと、こういう危惧を持っているんです。そういうふうな非常に外国にも反響を及ぼしているんですが、私はあの演習の形態というのはこれは専守防衛という立場で素直には受けとめられない内容を持つていふところなんです。山中議員も予算委員会での行動の過程の中の一つの問題にされたわけですから、そこでもね。

そこで、有事法制に返つて伺うわけですが、七十六条それから百三条でいろいろ下令になった場合の具体的な措置を決められている、政令は検討中だといふことでございませぬ。知事に対して総理大臣の命令が出ていろいろな行動をとるようになっていふわけですが、いま夏目参事官が言われた、有事に備えればあつた行動もあり得るんだといふことになるとすれば、百三条というのは、あの行動があり得るとすれば、特定の地域を定める場合とそれから必要と認めたとこに對して指示がおりる場合とあるわけですが、あれが有事の際の行動だといふことになると、これは百三条に基づく命令といふのはまさに日本全域に出ると、こういうふうな理解をされると思ふんですが、その点いかがですか。

○政府委員(伊藤圭一君) この百三条に基づきます政令の中で、たとえば医療、輸送を業としていふ者に従事命令を出すといふことになつていふわけでございますが、その従事命令につきましても現実には戦況が行われていないといふ場所にならうかと思ひます。したがういふ内容あるいは手続等につきましては今後政令を検討する段階

で研究しなければならぬと思つておりますけれども、いわゆる部隊の移動のためにたとえば船を使用する、そういうことは当然考えなければならぬと思つていふわけでございまして。

○野田哲君 この十三師団の神威作戦について、自走の場合と、それからLSTと、それから民間の船舶を使つていますね、フェリーボート。そうなんつてくると、当然あの行動の範囲にはすべて百三条が適用されると、こういうことになるわけでしょう。どうなんですか。

○政府委員(伊藤圭一君) その百三条の従事命令が必要かどうかといふのは今後検討しないといふなと思ひますけれども、たとえばLSTを使つたり自走していったりする範囲では特にこの百三条といふものは必要ではないと思つておるわけでございます。

○野田哲君 いや、民間の船舶を使つていふように、フェリーボート。そういうことは百三条によつて使つと、こういうことになるわけですが、あれが実際に行われた場合には。

○政府委員(伊藤圭一君) それはそういう場合もあろうかと思ひますけれども、いわゆる雇ひ上げで運んでいくといふことも可能ではないかといふふうに考へておるわけでございます。したがういふして、そういう点につきましてもこれから研究をしてまいりたいと思つていふわけでございまして。

○野田哲君 雇ひ上げの場合には百三条でなくとも可能だといふことですか。そうすると実際に百三条が発令をされたときには、つまりこれは平易な言葉で言えば徴用と、こういう形になるし、当然この一カ月の行動の中でそれを広島県からあるいは愛媛県の港からあつた形態で民間の船舶を使つて出動したと、こういうことになると、そこには水とか食料とか補給品を積み込んでいくことになるわけですね。そうすると、この北海道の矢野別あたりへ向けて発進する、あつた形態がとられるといふことになると、つまり百三条というのは、広島県、愛媛県、そこから以東は全部その範囲に入ると、こういうことでしょうか。どうなん

ですか。

○政府委員(伊藤圭一君) そういうふうにはつきり広島県以東が入るとかいうことは研究しなきゃならないと思ひますけれども、いづれにいたしましても、お医者さんとか、あるいは輸送業務に従事している者についての従事命令というものは出せるというふうな百三条では決められているわけですが、したがって、その中でどういった内容のものをお令で決めていただければいいかというようなことはこれから研究したいと考えているわけでございます。

○野田哲君 終わります。総務長官いないからもうあとでいい。

○委員長(松垣徳太郎君) 両調査に関する午前の質疑はこの程度にとどめます。

午後二時から再開することとし、暫時休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後二時六分開会

○委員長(松垣徳太郎君) ただいまから内閣委員会を再開いたします。

午前に引き続き、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査並びに国防衛に関する調査を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○堀江正夫君 実は、きょうは最初に奇襲対処の問題、有事法令の問題を、意見も申し上げ、またいろいろとお尋ねをするつもりでございました。ところが、何か衆議院の本会議があるとか、また長官の方の御都合もありというふうになりまして、それで、これは十九日にまた質問の機会もあるようでございます。次回に譲りまして、きょうは、現在来年度の概算要求を大蔵省にしておられ、その内容の中の幾つかの問題につきまして質問をし、防衛庁のこれに対する取り組み、取り組み姿勢をお尋ねしたいと、こう思う次第でございます。

一番初めにお尋ねするのは、情報能力の向上の問題であります。ことしの五月一日に、五十四年度の業務計画の作成に際して指針とすべき事項に関する長官指示が出されております。この中には特に留意すべき事項として十項目が挙げられておりますが、その中の第一項目に、「昭和五十三年度に引き続き、各般にわたる警戒のための態勢」の「向上を図るための諸施策を推進する」ということがあるわけでございます。また別に、この夏以来奇襲対処、これが大きな問題になりまして、奇襲が行われないような体制をつくるのが優先だ、まさにそのとおりだと思います。そのためには情報能力の向上等について今後いろいろと施策をしていくのだということを防衛庁当局は言っておられるわけでありまして、

そこで、私は特にこの八月の末に出された概算要求、これに加えて奇襲対処の問題がクローズアップされました以降、防衛庁で来年度の要求として情報能力の向上について何か新しく追加要求することを考えておられるものがあるのかどうか、あるとするならばどういうことを考えておられるか、まずそれをお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(伊藤圭一君) この情報能力の向上というものは、私も防衛庁としましては常に心がけなければならぬことだと考えているわけでございます。奇襲対処の問題というものがクローズアップされました、情報能力というものを高めるという観点によつて奇襲をなくする努力をするというのが防衛庁の今後努めなければならぬ重要な問題と考へておりますし、もともとこの専守防衛という立場からいたしますと、有事即応の体制というものが求められるわけでございますが、有事即応の必要なものはいろいろこの部隊の練度あるいは兵器の更新というものがございまして、それに対して行動するということも最も重要なことであるわけでございます。そこで、自衛隊におきましても、前々からこの情報能力の向上というものは努めてきておられるわけですが、何

と申しましても情報が発達した社会におきまして、いろいろな情報ソースから軍事的な動きを把握しなけりやならないわけでございます。その意味におきまして自衛隊の能力は必ずしも十分ではございません。そしてまたこの情報能力というものはこれで万全だということとはなかなかないわけでございます。そこで、この情報能力につきましては、御承知のように、まず一般に公刊されております資料の積み上げというように、航空機の動きというものを把握し、その積み重ねによつていろいろな判断をしなければならぬという面もあるわけでございます。私どもの現実にいたします情報といひますか、その行動の中の一つといひまして、いわゆるこの艦艇、航空機による外国の艦艇、航空機の動きを把握するという監視態勢というものがございまして、現在におきましても監視のためにP2Jあるいは艦艇等が、これは海上あるいは航空におきまして監視活動をやっておりますけれども、何と申しましてもこの行動というものはそれなりの燃料あるいは維持費、そういったものが必要でございます。昨年よりもその点を特に重点にいたしまして、あるいは日本海側、太平洋側、それから東シナ海、さらには北海道周辺におきましても一日に一回あるいは二日に一回という形で監視活動が行われるようないわゆる維持関係の費用を求めるといふのが一つあるわけでございます。

それから、ことしよく研究の成果が出まして、早期警戒機の導入ということを現在大蔵省にお願いいたしております。これはE2Cという飛行機によりまして低空侵入によつて入ってまいります航空機を捕捉する、こういったものもいわゆる警戒態勢の一つの機能であり、これは情報に結びつく問題だと私は考へているわけでございます。さらには、この通信情報というものを重視いたしているわけでございます。その関係の機材というものが非常に古くなつてきております。そしてまた一方におきましては、そういった

機材を更新すると同時に性能を上げていかないと、いままで以上の情報はとれないという問題もあるわけでございます。そういった関係の機材を予算で要求をいたしております。人をふやすと同時にそういったいろいろな方法によつて情報機能を向上してまいりたいと考えているわけでございます。

○堀江正夫君 私いまお尋ねしたのは、来年度の要求として八月の末に出されたその内容を聞いたわけじゃないんです。その後奇襲対処が大きいクローズアップした段階において特に情報能力向上が大事なんだと、やるんだと、こうおっしゃっている。私は当然防衛庁の態度としてはそれらを補強して追加要求するといったようなことがあつていいんじゃないかと。だからそれがあるのかないのか、また今後さらに予算が始まる前までに要求されようとしているのか、それをお聞きしたいわけですが。

○政府委員(伊藤圭一君) それは特にございませぬ。特にございませぬというものは、いわゆる情報機能というものは逐年整備し、それに伴う人間の訓練というふうなものも必要でございます。それから、何かがあつた、すぐ機材だけ買つた、それによつて情報能力がすぐ高まるというふうには私どもは考へていないわけでございます。

○堀江正夫君 その辺が基本的考え方と違ふところだと思ひますが、私はやっぱりこれだけ国民の耳目を集めて問題になっているわけですから、当然いままでのパターン・プラス・アルファというふうな姿勢があつてしかるべしじゃないかと。そういうふうな、当然あるんじゃないかと、こう思つてお聞きしたわけです。まあないと言われるのであるならば一つの見識かもしれない。しかし、その辺はやっぱり基本的な姿勢としてひとつお考えいただく必要があるんじゃないかと、このようなことを強く思うわけでありまして、具体的にいまお話しになりました海上の警戒の措置を強化をする。このことは私も大体承知して

おるわけですが、いまお話をしましたように、広い海を一定コースに従って一日一回一機あるいは二日に一回一機、こういう程度の哨戒、警戒で果たしてどの程度の警戒、哨戒これが期待できるのか、その辺ひとつお聞きしたいと思います。

○政府委員(伊藤圭一君) これはまあ一日一回というといかにも薄いような感じがなるかも知れません。しかし、御承知のように船の速度というのはそれほど早いわけではございません。したがって、私は、私どもの監視活動によりまして、たとえば三つの海峡を通過している艦艇等につきまして、ほとんどこの情報というものは得られていて、わけでございます。したがって、まあ以前二百海里の問題が出ましたときにいろいろ御議論がございましてけれども、航空機による艦艇の監視というものはこれは一日一回もするというような必要はないというふうに考えております。もちろんこの情勢の変化に応じて、非常に緊張状態が高まってきたときにはそれなりの手当てはしなければならぬと思っておりますけれども、現状におきましては一日一回あるいは二日に一回の哨戒というもので軍の行動というものは把握できると考えているわけでございます。

○堀江正夫君 まあ哨戒の重点が集約されますところの海峡を考慮しておられる、これは当然だと思えますけれども、同時に私は、たとえばウラジオから日本海岸の港にいろいろと一般の通商のため船が往來をしておる。これはもう二十四時間速い船になると来れるというやうなことの情報を平時からの確につかんでおられるのかどうか。またそれらはこの哨戒の問題とは別個の問題だということなのか、その辺ひとつお聞きしたいと思います。

○政府委員(伊藤圭一君) いま日本に参りますそれぞれの港の外国船の状況というものを毎日フォローしているかということになりますと、それはいたしておりません。ただ、いま申し上げましたような三つの海峡を通過する外国船、そういうもの

のについては情報を集めているわけでございます。○堀江正夫君 そうしますと、いまの海峡通過といることにそれじゃ話を移しますが、海峡通過するものについてはこれは宗谷海峡、津軽海峡、対馬の東水道、こういうことになると思えますが、これらについては大体心配なく確実にとれておると、このように思っております。よろしいですか。

○政府委員(伊藤圭一君) これはその全部を完全に把握しているかということになりますと、たとえ夜間、それから非常に天候の悪いときの確にどういった形のどういった船が通ったということとはなかなかはっきりしたというようになりません。しかし、一応船が通ったというやうなことがわかる程度でございまして、いまおっしゃいましたように、九割とか一〇〇%とか、そういう形では把握できないというのが実情でございます。しかし、かなりの程度これを把握いたしておりますので、いろいろなその物の流れとか、あるいは艦艇の動き、そういったものは積み重ねによって判断できると考えておるわけでございます。

○堀江正夫君 もちろん一〇〇%つかんでおられるなんて実は私は思っておりません。私自身はどの程度かということとは個人的には知っておるわけですが、私はもつと確実につかむための具体的な施策というものが、もつともつと積極的にやる責任があるんじゃないかと思うわけですが、いかがでございますか。

○政府委員(伊藤圭一君) その点は私も堀江先生と同感でございます。しかしながら、御承知のように、この陸海空自衛隊がそれぞれ防衛力を整備し、あるいは運用をやる場合に、どうしてもそういった分野の優先度というものは低くなつてきているというのが私のいままでの経験でございます。堀江先生も御経験があると思えますけれども、あるいは機材の面、あるいはその教育の面等におきましてもつと力を入れていい面もあると思えますし、そういう方向に持っていく必要があると思えますけれども、実際問題として、この防衛力整備

あるいは部隊の運用を担当なさつておられる専門分野の方々の中で、もう少しそういった意識を持つていた方がいいというのが私の率直な考えでございます。

○堀江正夫君 そういうお考えもあるでしょう。私申せばいろんな言い方もあります。ただ問題は、やっぱり結局予算枠に制限されますから、これでもその中の優先順序、こういうことで、結局やりたくてもやれないと、これがもう基本だと思えます。私は、その辺は後からまた問題が出るでしょうから、私は必ずしもいまの防衛局長の言われたのができない原因だなんていうことは思っておりません。ただ、海峡の情報能力を高めるために、また警戒能力を高めるために、去年からですが、船を配置して、そしてそれによって能力を大分高めておられる、こういうことを聞いております。これらはもう確実に予算化されておるわけでありませうか。

○政府委員(伊藤圭一君) それは昨年から予算化されておまして、三つの海峡につきましては護衛艦による哨戒というのを実施しておるわけでございます。

○堀江正夫君 ただ私が承知しておる範囲では、護衛艦によつてやっていると。けれども実際には大変お粗末な船も駆り出されてやらざるを得ないと。したがって、その船の持っている能力からして必ずしも期待どおりにはなつておらないと、こういうことも承知しておるわけですが、それらの改善については具体的に考えておられるわけですか。

○政府委員(伊藤圭一君) 実はいま先生がおっしゃいましたやうなことがございます。あるいは十分じゃないという御批判もあろうかと思えますが、私どもはいたしましては、昨年からそういうことを実施したということと同時に、いわゆる海峡にございまして監視所、これのレーダーも先生も御承知だと思えますけれども、最初はアメリカからもらいましたLSという三百五十トンの警備艦

に載っているレーダーを、その警備艦が廃艦になりますときに持ち上げて使つておつたというやうな状況でございます。しかし、そういったものも逐次かえてまいります。またそれぞれの海峡に置いてございまして水中機器も、逐次米軍からもらつて入れておつたものを新しくかえていくということによりまして、能力的にはかなり上がつてきていると思えますけれども、こういった機能というものは性能的にも今後一層強めていかねばならないというふうには考えているわけでございます。決して現状で満足しているというわけではございません。

○堀江正夫君 海上、海峡の監視の問題につきましてばかりやっておりますと、もうそれだけで終わりますから情報能力の中の、先ほどお話をしましたAEWの問題であります。これは調査の結果、大体結論を得たということで来年御要求になっている。大体いつ審議になるのかどうか知りませんが、全般的な計画どうなつておるのかお聞きしたいと思います。

○政府委員(伊藤圭一君) 私どもはこのAEW、早期警戒機につきまして、いろんな角度から検討いたしました。現時点におきましてはE2Cという飛行機が日本が自衛隊で運用するのには最も適した飛行機だと判断をいたしまして、現在概算要求をいたしております。この運用の仕方でございますが、完全に低空で侵入して参ります飛行機を、いわゆる固定のレーダーの届かないところのものを把握するというのは、私ども運用面から見ますと日本の周辺、六つの地点に配備しておくと、こののが最も運用上好ましいと考えております。しかしながら、六つの地点に常時飛ばせるというのになりますと、これはきわめて膨大な予算を要しますので、私どもはいたしましては、外国に最も近いところというところで北の方の二つの地点に置きまして、これは平時から二十四時間なかなか飛ばせるというわけにはまいりません。非常に費用もかかりますし、費用対効果の面からいきましたも、平時から常時飛ばせるということ

また装備の更新によって艦齢、就役を延ばすことを進められる。もうとも私は大変妥当な計画であろうと、こう思うわけですが、ところが従来要求されておいたDD、このDDのトン数が今度の五隻の内容で見ますと大分縮小されておるわけですね。たとえば三千九百トンのDDに対して今度は二千九百トンを四隻だと、こういうふうに私は理解しているんですが、そんなことはございせんか。

○政府委員(伊藤圭一君) それは違うわけでございまして、大きな三年計画、四千トンとか五千トンとかいうのは、たとえばターターを積んだ船とか、いわゆる対空ミサイルを積んだ船とかあるいはヘリコプターを積む船、こういったものは大きくなっておりますけれども、私どもはDDとして、いわゆる四次防以降新しい形のものといたしましてはこの二千九百トンというものを考えているわけなんです。そしてもう一つは、もう少し小型の護衛艦——DEと言ってありますが、そういった千五百トン程度の系列、この二つの系列がいわゆる護衛艦の中の主力だというふうに考えているわけでございます。したがっていまして、昨年度お認めいただきましたこの二千九百トンの形を四隻と、それから千四百トンのものを一隻というふうにお願ひしているわけでございまして、したがっていまして、来年度はヘリコプターを積んだDDHとかあるいはターターを積むDDG、こういうものは含まれていないということでございます。

○堀江正夫君 新防衛計画の大綱が決められた後——第一年度が五十二年度だったと思えますですね。五十二年度はやはり三千九百トンを要求し、取っておられますね。

それから五十三年度三千九百トンをやはり要求しておられるんですね。これは通らなかつたわけですよ。そうしますと、あれですか。もうその後思想が変わつたのですか。違いますか、私の理解は。

○政府委員(伊藤圭一君) 護衛艦で三千九百トンというのは私は記憶ないのでございましてけれども、

も、いわゆるDDHというのは大体四千九百トンからいま五千二百トンになっております。それからDDGというのは、これが三千九百トンだったですか、これはDDGでございまして。これはターターを積んだものでございまして、これは一つは最初の計画を立てたときには四個群の中でDDG、いわゆるターターを積んだ艦艇というものを各群に二隻ずつ持とうという考えがあつたわけでございます。一応各群に一隻ずつが終つた段階におきまして、片一方には護衛艦自体が非常に除籍の時期を迎えておりますので、一群の中にDDGを二隻ずつ配備するよりは、もっと早く新しい艦艇をつくつていかなければならないということとで、二者択一というふうなわけでもございまして、いづれでも、とにかく隻数を確保するために、いわゆるDD二千九百トン型をなるべく多くつくつていこうという考えに従つたものでございまして。

○堀江正夫君 そういう意見もあるでしょう。しかし、これも結局予算なんですよ、言つてみれば。予算の枠を考えると、やっぱり大きいのをやると金がかかる。だから隻数をふやす方が優先だと。そうしますと、来年度以降もうDDGは要求しないのですか、そうじゃないでしょう。とりあえずおくれ分を取り戻さなきゃいけないということが大きい理由じゃないでしょうか。いかがですか。

○政府委員(伊藤圭一君) 来年度の予算を要求する際には、いま先生がおっしゃいましたようなことをまず私も考えました。といひますのは、五十七年、五十八年の間に五隻ないし、六隻の艦艇が除籍になるわけでございまして。これを補うためにはどうしてもこれ数多くのDDを建造しておかないと非常に落ち込みが大きくなるというやうなことを考えました。一方におきまして予算の問題ももちろんあるわけでございましてけれども、そういった艦艇の落ち込みということになりますと、その間定員的にもずっと減つてまいるわけですよ。そうして、じゃあ翌年艦艇の数をふやしたからといって乗組員を一度やめさしてしまつた場合

にはなかなか艦艇の乗組員の教育という問題も大変な問題がございまして。したがっていまして、落ち込みを少なくして維持しながら能力を上げていくという観点からするならば、そういった予算が無制限にあるというなら別でございましてけれども、与えられた予算の中で最も効率的に防衛力を上げていくという観点からいいますと、こういう形が適当だと考えたわけでございまして。

○堀江正夫君 いまの話で大体わかりました。ですから、もちろんDDGも必要なんだと、将来ももちろん考えなきゃいけないので、もう全部DDだけにしようというじゃないということだと理解をしまして、次に移らせていただきます。

次は、いま海のことをお聞きしたのですが、陸の来年度の要求の中の一重重視しておられることは何でございましょうか。

○政府委員(伊藤圭一君) まあ陸もこれはいろいろあるわけでございまして、考え方といたしましては地上戦闘におきます火力の増強、あるいは機動力の増強、そういったものも当然重視しなければならぬ点でございまして、現在の時点におきまして非常に予算的にも大きなものを要求し、早急に装備を更新したいと考えておりますのがホークでございます。したがっていまして現在持つております八つのホークの群があるわけでございまして、そのうちの半分をなるべく早い時期に改良ホーク——これは先生も御承知のように現在のホークよりもかなり性能が上がるわけでございまして。たとえば発射速度が高くなる。あるいは射程距離が延びる。それから電子妨害に対して強くなるといったようなことがあるわけでございまして、が、そういった改良ホークを一昨年から逐次導入して新しいものにかえていくという計画を持つているわけでございまして、最初の年には教育用として半分、一個群の半分の予算が成立いたしております。昨年は一個群分が成立したわけでございまして、これは残りの三個群につきまして全部を予算化してその装備を更新する時期を早めようというやうなことで要求をいたしておるわけで

ございまして、予算的に見ますときわめて大きなものになっておるわけでございまして。

○堀江正夫君 改良ホークの要求の問題、まさにそのとおりだと思ひます。実際陸上自衛隊の切実な問題として私理解しておりますのは、いまの改良ホークの問題以外にたくさんありますけれども、一つはやはり充足率の問題ではないかと思つておるわけですよ。これはもう毎日の訓練を実施する上においても、隊務運営の面においても、さらに奇襲対処のための基本になります即応体制の向上維持という面においても、この充足率の問題はやはりこれは大変重要な一つだと思ひますが、その点についていかがお考えでございましょうか。

○政府委員(伊藤圭一君) それは私も全く同じやうに考えているわけでございまして。海と空におきましては充足率は常時九五%以上維持しているわけでございますが、それに比べて陸上自衛隊は非常に募集がむずかしい時期にいろいろ陸上自衛隊と私どもで知恵をしばりましてまあ八五%ぐらい充足しておれば通常……

○堀江正夫君 八六でしよう。

○政府委員(伊藤圭一君) いや、当時は八五%というのがあつたんです。八五%充足しておれば訓練が可能であらうというやうなことを四次防の初期のころに考えたこともございまして。しかしながら現実の問題として部隊の方々のいろいろな悩みというものを検討した結果、陸上自衛隊ではどうしてもこれをふやさなければいけない。御承知のやうにいまから十年ほど前になりましたが、陸上自衛隊では九〇%を割つたら教育ができないといつておられた時期もあつたわけでございまして。で、私どもは現時点におきましてやはりその考えが正しかったというふうにして思つておるわけでございまして、昨年よりあつたこの八五%というのを八六%というふうに上げていただいているわけでございます。で、来年度もさらにこれを上げていただきたいと思ひまして充足率八六・五%という形で要求をいたしておりますが、私どもはできれば早くこれを上げてまいりたいと思つておるわけでござい

空港の開港も完了いたしましたので、私どもとしては、できるだけ早急に訓練空域を設置していただきたいということで、現在運輸省と交渉中でございます。

それから、それ以外の中部区域の上に訓練空域を一つ設定したということは先ほど申し上げました。

なお、これで十分かといえますと必ずしも十分ではございません。現在ある空域その他も非常に狭うございまして、また基地からも遠いというふうなことから、必ずしも訓練環境というものはよくないわけでございまして、私どもとしては、たとえばアメリカに行つて訓練するというふうなことも含めて、るる検討しているという段階でございます。

ただ、まだこれらの問題については、目下なお交渉が続いている段階でございまして、具体的にどのような態様になるかということを上上げる段階ではございません。

○堀江正夫君 この訓練空域に関連する問題につきましては、私前にもいろいろと質問も意見も申し述べました。一部改善されたところもあり、またアメリカにおけるところの転地訓練という考え方も出されたわけですが、基本的にはまだほとんどこの一年間そのままじゃないか、こういう印象を受けるわけです。ひとつこの面につきましても、何しろ戦闘能力のない航空自衛隊じゃどうにもならないわけなんですから、真剣に取り組んでいただかなきゃならない問題だと、こう思うわけですが、もう一つ陸上自衛隊が沖縄行つてもうずいぶんたちます。行きました当時、当時の山中長官が当分は沖縄においては訓練はさせないんだというのを言われました。その当分がいまや六年ですか、にもなつておるわけでありまして、一部いろいろと具体的に解決を図られておるといふことは承知しておりますけれども、これらにつきまして防衛庁側の基本的な考え方、これについて承りたい、こう思います。

○政府委員(夏目晴雄君) おっしゃるとおり現在

沖縄におきます陸上自衛隊の訓練、特に射撃訓練につきましても、火砲の射撃は言うに及ばず小銃の基本射撃すらできない状況でございまして。またさらには空砲の射撃も実施してないというふうなことが現状でございまして、私どもとしては火砲の射撃訓練はともかくとして、とりあえずは小銃の基本射撃ぐらいは当然すべきではないかという、また必要があるんではないかというふうな考えまして、できるだけ早い機会にできるようにしたい、このように考えてまいっている検討中でございます。

○堀江正夫君 毎回できるだけ早い機会にと、こう言われておるわけです。それで一年たったわけですね。本当にいつまでにかいつた一般訓練ができるようにされるおつもりですか、もちろん相手があることですけれども。

○政府委員(夏目晴雄君) 私どもとしてはあすからでも始めたいぐらいの気持ちを持っておるわけでございますが、地元の関係もございまして、まあなるべく摩擦を少ない形で処理をしていきたいというふうなことを考えておりますが、具体的にいつまでということは申し上げられませんが、できるだけ早くそういった事態になることをわれわれとしては期待しているということだけ申し上げておきます。

○堀江正夫君 言葉が適当でないかもしれませんが、けれども、少なくともこの国内において、しかも配置されて六年もたつてまだ本場に何の訓練もできない、これは私は少し無責任じゃないかと、こう思うわけです。ひとつ私は防衛庁側が本場に真剣にこの問題の解決に当たつていただくことを心から期待をするわけでありまして、実は五十四年度の問題につきましてもまだお聞きしたいことが二つ、三つ残つておりますが、十九日にも質問の機会があるようでございますから、そのときまで問題を残さしていただいて時間が大体参りましたからこれできょうは打ち切らしていただきます。

○委員長(松田徳太郎君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(松田徳太郎君) 速記を起こして。

○黒柳明君 官房長官、けさの新聞情報で、民放を通じて、総裁選第四の男がまたあの有事実法を中心にしまして、有事体制研究ですか、調査ですか、正確に言うところ、ありましたけれども、これは今度通産大臣という大臣ですからね。ですから、ちょっとやっぱり内閣の大番頭として頭が痛いんじゃないかと。これはあと数週間たちますと既定事実として浮かび上がりますが、まだまだやつぱり国会中でありまして、総務会長あるいは幹事長ならば、官房長官は知らぬところだというふうな済まされるでしょうけれども、昨日の場合には、あるいはけさの報道の場合にはちょっと中曾根さんと大平さんとはケースが違つて私は思うんです。どうですか、官房長官。

○国務大臣(安倍晋太郎君) 河本通産大臣の有事立法に対する考え方についての新聞報道は拝見いたしましたわけでありまして、新聞で伝えられただけでございまして、内閣として河本通産大臣の有事体制に対する考え方につきましては、これは聞いておかなきゃならぬなあと実は思つたわけでありまして、内閣としての有事体制に対する基本的な考え方はすでに福田総理大臣あるいは防衛庁長官からはつきり打ち出しておるわけでありまして、防衛庁の見解ということでもって統一見解として出しておるわけでありまして、閣僚としてその方針を逸脱されるようなことは私は万々ない、こういうふうな判断をしておるわけでありまして、この点については、新聞記事ではございしますが、内閣として、政府としても確認はしなきゃならない問題ではないかと、こういうふうに考えております。

○黒柳明君 ちょっと内閣としても何か聞かえなかつた。済みませんね。

○国務大臣(安倍晋太郎君) 私としても、閣僚の一員の発言でございまして、確認はしなきゃならぬ問題であると思ひます。

○黒柳明君 大平幹事長の場合も、中曾根総務会長の場合も新聞報道であつて、一々確認したわけ

じゃないと思ひますが、やつぱり時期が時期ですから当然国会でも取り上げられる、というよりも、大きくやつぱり世論を動かす材料になつたわけで、今回も一民放の録画撮り、それが同系列の新聞に出たと言ひながら、やつぱり批判として出たわけですよ。私はもうそのとおりだと思ひます。あのビデオで録画したものを出したんですから、間違つたことを出すわけないと思ひます。今回の場合にはお聞きするということで、完全に内閣不統一です。もう臨時国会あと四日で終わるわけですが、それ終わつたらば国会での審議がないからいいんだとは言ひないまでも、せめてその二十一日までは内閣の不統一なんかさらけ出すとよくない。ですから、事情聴取するといつても早急に真意のほどを聞いていただくと同時に、福田総理は防衛庁長官以上に先走つていらんなる有事体制のことを考えていらつしやるということも御存じのとおり。それと違つた意見があれば、これは二十日に自民党の選対の方で党の役員、政府の役職を辞任するのかもしれないのか、総裁候補は、というようなことを検討するということでありまして、よくよく、それに先んじてやつぱり問題にすべきことだと思ひます。私はいいとか悪いとかは、真意を確かめなきゃわからないというふうな誤つた態度はあるんですけれども、真意を確かめるまでのこともないという私は断定的なものと云うんで、私もちょっと譲歩しているんですよ。もう聞くまでもない。あいつ内閣不統一のことをさらけ出してやつたという事実に対しては、もしかすると河本通産大臣は、おれはもう総裁候補として出馬表明する時期も迫つてくるし、辞任なんかあたりまえだと、こういう覚悟できくのあいつの発言になつたかまわきません。そうとなつて、これは総理の決断を待つて、きょうでもあつたでも、すぐ意見聴取して内閣不統一だから辞任という問題にも発展する可能性が当然あるんじゃないでしょうか。こう思うんですけれども、いかがですか。

○国務大臣(安倍晋太郎君) 防衛体制の整備とい

う非常に内閣にとっても重要な問題でございま
す。したがって、この問題につきましてはいやしく
も閣内で不統一ということになりますれば、これ
は非常に大きな問題でございまして、そういう
ことはないと私は判断はしておるわけでありま
す。そうした閣内の統一が保たないというふうな
ことは非常に重大でございまして、少なくとも
事情を早速聞きまして判断をしなければならな
い。しかし、閣内不統一というふうな立場で河本大臣
が発言をされたのではないらうと、こういうふう
に私は考えておるわけです。

○黒柳明君 まあないという信念が河本さんに聞
けばそうじゃないという結果になるのか、少なく
ともけさのこの活字の簡明では、そうではないと
断定できる判断を下されるわけです、国民全体
は。

長官、大平幹事長のときもそんなものを総裁選
に利用しちゃだめだと、防衛問題を。ただど大
平さんも研究はいんだと言っているじゃないか
というふうなことをつけ加えて、まあ正確な発言
をしたというのか、ですから総裁選について利用
するということではなくて、総裁候補としましてこ
れだけ重要な問題についてやっぱりスローガン掲
げて自分の真意をこう……

あ、読むの。ゆっくり読んでくださいよ、私そ
んなせきませんから、落ちついた性格ですから。
どうぞゆっくりお読みください、結構ですよ。――
よろしいですか。

○国務大臣(金丸信君) 読んでません。

○黒柳明君 読んでない。どうもそうちらちらす
るとぼくもちょっと近眼なんですけどよく見える
んです、そういうことは。

○国務大臣(金丸信君) いや、一心に聞いていま
す。

○黒柳明君 済みません、もう恐縮です。

まあそういうことで、利用しない、するしない
という問題じゃないと思うんですよ。当然それを
テーマと掲げてもし四人の総裁候補になるとする

ならば、国民にあるいは議員に、支持者に訴える
ことは、これは最大の問題点と思うんですね。で
すから私は、あの河本さんが総裁選に利用したん
だと断定はしないけれども、長官が利用したとす
るならば、これは利用じゃなくても掲げるのは当
然だと思えますよ、このテーマを。同じように
河本さんがこの発言したことについても利用す
るのは悪いということじゃなくて、総理あるいは
長官の、あるいは閣内の統一というものを乱す
閣僚が隣にいたということになると、今度は一番
当事者の長官としては官房長官みたいに真意を聞
いてから、いやそうじゃないと思ひますなんて悠長
なこと言えないんじゃないですか。片や国会の前
では金丸長官を首にせよなんてデモが来ているん
でしよう。後ろからは同僚が鉄砲を撃っているん
じゃないですか。そう言った日には金丸長官の立
場がなくなっちゃうんじゃないですか。これ一言
あるべからざるんじゃないですかね、どうです
か、河本さんのこの発言に対して。

○国務大臣(金丸信君) 私はたびたび申し上げ
るわけではございますが、いわゆる奇襲問題ある
は超法規的行動あるいは有事法制の研究というや
うなものが混同をして、これがひとり歩きをしち
ゃったと、こう私は申し上げておるわけでありま
す。私の考え方、本旨とはいわゆる反対の方向へ
行っているという感じもしないわけではない。し
かし、まあそういう問題についていろいろな御意
見があることは私は結構なことだと思ふ。また防
衛庁といたしましては結論的にこうやるんだと、
こうだということはまだでき上がっておるわけじ
やありませんから……

○黒柳明君 閣僚じゃうまくないでしょう。
○国務大臣(金丸信君) だからそういう意味では
大平さんの言っていることも私はわからぬわけ
ではない。なぜならば自衛隊法というものは非常
にりっぱにでき上がっているというものでありま
す。また河本さん自体も、大平さんも、いわゆる
よく研究すると、慎重にやれという、これ慎重に
やらにやいかぬと私は思っているのです、そうい

面で総裁選挙に利用しているとか、あるいは閣内
不統一だという私は感じはいたさぬ。ただ、自民
党の幹部の中に憲法改正するなんていうことを言
うから、またいろいろ物議を醸すというふうなこ
とになる。私はこの時点において憲法を改正する
ことができるのかというのを現実的に考えてみて
も、そんなことをこの際言うことは及ばず影響は
大だと、まことにそういうことを言われること
は、防衛庁のこの防衛という関係の有事法制の研
究とか、奇襲に対処するというような問題について
誤解を招くことが大きいじゃないかと、こう思
っておるわけでありまして。

○黒柳明君 同僚として守るという気持ちは非常
に結構なことだと思ふんですけど、ただはっきり
と国民の世論を代表するマスコミではまた批判
と、こう出ているわけですね。それを今度読む国民
と、党内でも、この結果を与えたことは間違
ないじゃないか、あるいは官房長官が言ったそ
うはならないだろう、あるいは官房長官が言ったそ
うはならないと思うけれども、こういう情状酌量
のこの善意を別にしまして、一般の国民に与える
ものはまた批判と、こう出ているわけですから、
河本通産大臣も、これは間違いないです。それ
について悪影響を与えたということについてのや
っぱり一言当事者としてなかるべからざるもので
あると、私はこういう観点なんです、どうです
か。ちょっと時間が短いんで同じことの往復じゃ
あれですけれども、もう批判というものが先行し
て出ちゃっているんですよ、活字に。

○国務大臣(金丸信君) 私は河本さんのおっしゃ
っておること、あるいは大平さんのおっしゃって
おること、しかし大平さんは執行部ですから、河
本さんの問題も私もこの有事法制の問題の研究と
か、あるいは奇襲というような問題に対処する方
法とか、それは慎重でなければならぬという考
え方で、まあそれ以外に強いことを言っておる考
え方の政治家もおられますし、あるいはマスコミも
ありますし、その他いろいろあるけれども、私は

やはり慎重にこれは研究すべきものだ、こうい
う点ではそんなにこう差があればいいかと、こ
う私は思っています。

○黒柳明君 防衛局長が今度この問題担当になっ
たということですけど、もう組織的には三原前長
官から足かけ二年ですね。それからいまだ論議がこ
う沸騰して、ですから調査研究緒についたとい
うことですけれども、責任者として今度実施本
部長になるわけですね。今度責任者じゃなくなる
んだよ。またこの気楽になるかと思うんですけど、
少なくともあと十一月一日まで二週間は責任者で
すから、もうそろそろ何かめど、内容のめどじゃ
なくて、プラン的なものを持っていきなさい責任者
と云えないんじゃないですかね、それはどうでし
ょうか。足かけ二年の研究の中、しかもその前
には個人的研究も含めてありますよ。四十一年から
は言いませんけれども、しかもこれだけ物議を醸
し出している、それについてはいやいやまだ緒だ
だなんて言わないで、内容的には私はそうだと思
うんですよ、どうですか。だけれども、一応この
ときまでこのぐらゐのものを、このときまで
こうしてみたいというふうな責任者として何か
プランを持っていきなさいとおかしいと思うん
です。そのプロセス、いつまで何やるなんという
ことじゃなくて何かあります。

○政府委員(伊藤主一君) 実はこの前の内閣委員
会におきまして、先生に官房長から御答弁申し上
げました八項目というのがございまして。私はこの
内容につきましていろいろ調べてみました、い
わゆる法制担当者といいますが、法律の担当者
が思いつくままにいろいろな法律を挙げ、あるいは
項目を挙げてみた結果、大体こんなことになるの
かというふうな予想を申し上げたわけであらう
として、あの時点におきましてはそういうふうな
ことも考えておったようであらうでございます。現
実問題といたしましてはやはり自衛隊の行動、有
事におきまして行動を中心に物事を考えていか
なければならぬわけでございます。

で、先ほど大臣から申し上げましたように、こ

の自衛隊法そのものもかなりそういった有事に対する自衛隊の動きというふうなものについてはよく書かれておりますが、何といひましたも有事というのはいままでございませんでした。そうしてまた、軍事技術というものが非常に変化しております、またそれに伴います戦術思想というものも変わってきているわけでございます。そういう中で現在のこの自衛隊法の七十六条が発動された場合に、その運用面とその法制との関係というものをすり合わせる必要というものがあつたわけでございます。私がまず感じましたのは、どうしてもこのことしから始めました防衛研究、陸海空を統合的に運用するということを中心に考える、この防衛研究とすり合わせるがいけない、いわゆる法律の、概念的なもので走るのはないかという感じがいたしました、そのことをすり合わせてまいれないといけないというふうに考えております。

したがいまして、まだ具体的にどういう構想を進めるところは考えておりませんけれども、いま私が思つておりますのは、その防衛研究の研究の進みぐあいと符合しながら、吻合させながらこの研究を進めてまいりたいというふうに考えているわけでございます。

○黒柳明君 くしくもかな局長の口から出たんですが、やっぱり実態論がない法律研究あるは立法化をもしされるとするならば、これはもうどうしようもないと思ふんです。いまの自衛隊の制服の実態、私言うまでもなく、要するに充足率だつて何にもない、いまの兵隊さんが戦つて負傷者が出たらお医者さんが何にもない。実際にもし研究するといふことが必要ならば立法化する、その中間報告もすると長官何回も繰り返している。その実態面、いろんなこと実態ありますよ。いろんな実態があるが、ここでやつたらもう時間がありません。有事になつたときだつて、前戦に進んだつて後部隊が全然ない。一人の人傷つたつてお医者さんが、手当てする軍医だつて一人もいない、極端に言えば。そういう実態面、充足率の面

を含んで一番端的なのが医官の問題なんかそのとおりでしょう。

だから、それをくしくも陸海空の防衛面という言葉を使われて、それと研究と一緒にと言つたのか、私そこまで思案わかりませうけれども、いわゆるその法制研究、やがてそれが国会にかつた中間措置を通じて立法化される可能性を含めての研究といふの実態面、これが全く伴つていないんじゃないですか。幾ら法制化されたつて、いまの制服の実態じゃ、その法律に伴つた動きができる可能性がない実態じゃない場合も、局面もあるんじゃないですか。その点はどうかお考えなんでしょうか。

○政府委員(伊藤圭一君) その点は確かに私どもも反省しなければならぬ点だと思ひます。

○黒柳明君 何も実態充実しろということじゃないですよ、現状が……

○政府委員(伊藤圭一君) 実態の問題がどういふところに問題があるかというふうなことを、そこをどうやって埋めて、そして先生も御承知のように、専守防衛という立場からいたしますと、どうしても有事即応体制というものを維持していかなければならぬと考へていられるわけです。で、その観点からしますと、いま多くの欠点を抱えておりますので、それを埋めながら、その部隊が動くについてはどういふ問題点があるかというふうなことをあわせて研究しなければ、いわゆる言葉が適当かどうかかわかりませうけれども、空洞化した法制だけができてもこれは意味がないというふうに考へていられるわけでございます。

○黒柳明君 長官ある時期においてそんなものは一年やそこらでできるもんじゃありません。一年やそこらでできるわけはないんだと言ひながら、やっぱり閣内不統一みたいな、あるいは党内不統一みたいな賛否両論があるわけですよ。となると、やつぱりこういう意見もあるわけですよ。もうこれで自民党政府としては、金丸長官としては制服にメンツが立つた、これだけでもう有事でがんばつて

いる金丸長官が山梨県の大物政治家だと、メンツは制服には立つたんだ、これでもう立法化なんて考へる必要ないんだと——私じゃありませんよ。ある人の声なんです。これもあながち私は実態論から言つて誤りじゃないかも知れないんですよ。これだけの世論を巻き起した、制服だつて、おまえたちめんどろ見る意思はあるんだぞと、こういうことが本場に表に出たことだけで政治的効果はあつた。後は研究といつたつて、国会報告といつたつてできるもんじゃありません。そんなものは。立法化で憲法の枠なんのは夢物語なんだということ、このまうやむやになるんじゃないかという意見も相当あるんです、専門家が。そうすると、長官は一年ではできないと、具体的にこんなことを言ひましたね、一年ぐらいでできるもんじゃありませんと、そうすると局長よりもその責任者ですね、最高責任者。そうすると、やつぱりその最高責任者よりも総理が飛び抜けた発言はしてありますが、その研究ない法制化の当面の一番近い責任者は総理より長官なの。そうなりますと、一年の短期間じゃできないし、それじゃプロセスぐらひはやつぱり長官としてある程度持つていなければ、また何か総理が言つちやつた、そんなことはおれは腹に水だなんて言つていたんじや、それこそますます何を考へていのか、政府だつて防衛庁だつて何にも考へがなくて防衛論議が進まっちゃうんじやないかと。もうきようだつてそういう活字が出ていますよ。そんなことを書かれることは心外じやないですか。ひとつ私は促進派じゃないけれども、皆さん方の考へをまず聞かなければ批判もできない、正確な認識がなければ評価もできないという意味で、長官ぐらひはもうじつと腕を組んで考へているこの瞬間だつてひらめくものがあるでしょう。どういふこれからのプロセスでもって、一年という短期間じゃできないけれども、せめておれは任中には何とかしてみたいんだとか、いや在任中には無理だけど、中期的に数年間のうちには何とかやつぱり国会に報告しなければならぬとか、何か将来

に向かつての金丸長官として、防衛庁としてやる気がある人としては建設的な何か考へぐらひは私は持つていられるんじゃないかと反対派でもこう思ふんですが、いかがですか。

○国務大臣(金丸信君) 有事があるから自衛隊があるという論法の中で有事法制の研究をするということ、これだけ国内にいろいろの意見を巻き起して、ただこゝまでやればそれでおれの目的は達したと、こんな考へ方は私は持つておりません。しかし、憲法の範囲内でやるということでありますから、その範囲内でやるについては十二分にひとつ検討して、そして私のところにできるだけ早い機会に上げると、こういう私は指示をいたしておるわけであります、そういう中で現在いろいろ拾つて研究をしているというのがきよの現状であります、あくまでも研究したものは国会で皆さんに目を通していただき、いろいろな御批判をいただき、そしてそういうものはもう要らないとか、これはあつた方が、自衛隊があるうち必要だといふものがあれば、それはまた皆さんの御同意を得て、さあ、そこでじゃあ立法化するのかといふような問題も出てくるであらうと、こう考へておるわけであります。

○黒柳明君 局長、できるだけ早くおれのところに上げると、これを聞いていますか。できるだけ早くおれのところに上げろつて。

○政府委員(伊藤圭一君) それは大臣から、とにかく物事ができ上がつてから持つてくるのではなくて、その節目節目に大臣のところに上げて、そしてまた国会にも報告して皆さんの御意見を伺いながらこの法制の研究といふものは進めていかなければならないといふことでございます。で、現在まで実はこの法制担当者が主としてやつておつたために運用面とのすり合わせというふうなことが必ずしも十分でなかつたと思ひますのは、いま私が振り返つてみますと、たとえば部隊が動くに当たつて必要だろうと思はれる道路交通法の条文の研究なんかかなり時間がかつております。したがつて、能率的ではなかつたという感じ

がいたしますので、そういう点をこういう範囲でこういう研究を進めていこうというようなことを防衛研究の進展とあわせまして、いま先生がおっしゃいました今後の方向を決めてまいりたいというふうに考えております。

○黒柳明君 長官、あの研究に対してわが党も批判的なんです。ですけれども、あながちその批判が中期的の将来になったら誤りだったか、やっや、こんなものが出てくればこれは結構なんだということになる可能性はゼロじゃないと思うんですよ。そのためには、研究に対してこれも未知数であつて何にも言えないという段階よりも、もつと実質的な審議ができる段階というのは、長官が何回も言うように、国会に中間的なものを出すとか報告するこの段階です。この段階において本当に憲法の枠を越えるものなのか越えないものなのか、機密保護法というものはどうなのかということとははっきりしてくるんじゃないんですか。これをやつぱりせくということは長官にはあるんでしょ、うね、早く上げろということ。そしてなおかつ、長官だつていつまでも長官であるか、あるいは青年行動隊にやみ討ちに遭うかわからない身分ですから、失礼ですけれども。そうなると、やつぱり長官という在職任期というもの、国会に報告してより実質的な討議を願いたいという長官の、いいか悪いかわかんないけれども、前向きかの意向というものは合致しなければならぬんじゃないですか。そのあたりの将来に対するめどというものはお持ちにならなきやおかしいと思うんですけれどもね。

○國務大臣(金丸信君) この臨時国会で出す段階ではないと思いますが、一遍にそういう問題を幾つも幾つも、十も二十も一遍に出すなという研究ができるはずのものではない。一つできたらひとつつ中間報告をするというような考え方でいけば、私は通常国会には中間報告の一つや二つはできるであろうと、こういう考え方を持っております。

○黒柳明君 官房長官が見上げて心配していまし

たよ。いまの顔、心配の顔です。あの顔は安堵の顔じゃありませんよ。いや、ハッハじゃない、私はちゃんと公平に見ているんですから。

まあ、通常国会で一つや二つ、できたらひとつづつ国会にと。私は、できることにも愛えがありま

す、つくることにしても批判があります。しかしながら、批判、批判してたつて、これ以上審議が進まない。論議が進まないならば、一回具體的なものを出して、そこでお互いにもつとより現実的な論議することも、一つのやっぱり國民に對する国会の眞摯な役目かなという半面もあるんで、批判する半面。まあ通常国会まで長官であるで、批判する半面。かどうかわかりませんが、ひとつ通常国会で一つでも二つでもという考え、私その方がある面ではいいんじゃないかなという気がします。

最後にまとめて防衛局長にお願いしたいんですが、この有事と、もう一つ忘れてるのが、防衛庁がこつから調査費をつけまして、五十七年までにつくるといふ中央指揮所、とかくこの中期的な、まあ四年ですから短期的といひますか、防衛庁の非常に大きな仕事、先般アメリカに調査に行ったというようなことを私仄聞しているんですけども、もうこつちの有事の方でとられているので、そつちの方余り気にしなかつたんですが、どうなんですか、調査の結果、あと四年間の、いつまで調査していつまでにどうするといふようなプロセス、企画あたりでできたんでしょうか。あるいはコンピュータ入れる、どんな種類のものを入れるとか、あるいは配置するところは総理官邸なのか、あるいは市ヶ谷の地下ごうの中なのかと、

そういうところまで議論は進んでいるのか。ということは、やっぱり有事ということとは、あくまでも七十六条の総理の下令、その下令されるところがいまあると言えばあるけれども、ないと言えない。そのために、あるいは情報網だって集約するところが非常に散漫であるとかいうためにつくるものですか、そうすると、有事法制よりも前にこつちができる可能性もあるし、より具体的なわけですな、この中央指揮所の構想の方が。これ

○政府委員(伊藤圭一君) この中央指揮組織とい

うものは、これはたまたま一致したようなことになりまして、けれども、私どもの方といたしましては、早くから総理大臣あるいは長官の文民統制の中核としてこの中央指揮機構というものを考えているわけでございます。

この中央指揮機構に必要なものは、的確な情報
がそこに集まるということと、それから総理大臣
あるいは長官の意思が的確に部隊に伝わるという
この二つの面があるわけでございます。そこで、
その情報というものが、いわゆる総理大臣、長官

の文臣統制の見地からの判断として、必要な情報というものはどういう内容のものであるか、これは第一線の指揮官が得る情報とはおのずから違面もあると思います。したがって、どういった情報を集め、そしてどのような方法によって適確な命

令を与えるかというようにことにつぎまして、外生もいまおつしやいましたように、ことしの六月に運用課長を中心といたしましたアメリカ、ヨーロッパに調査に行つてまいりました。その結果、すでに持つておりますアメリカなどからは非常に

い、アドバイスを得てまいりました。まずこの中央指揮所をつくるに当たって一番大事なこととは、どういう情報をそこに集めるかということが一つの問題である、それからいま申し上げましたように、この通信能力というものをどのように確保しよう、その二つが第一の要請である。第二の要請は、

で、篠崎の節操とそれから中央との意思の疎通をするかというようなことについて学んでまいったわけでございます。

そこで五十四年度、来年度はそういった調査の結果をもとにいたしまして、そういった中央シス

テムというものをいねめる情華あるには指掛模範のシステムというものをシステムデザインをしたかと思っているわけでございます。それに基づきまして、どういうところにどういう機材を入れ、

計画は五十五年度と五十六年度の予算においてお願いをいたし、五十七年度から運用したいという計画を持っているわけでございます。

○委員長(松垣徳太郎君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(松垣徳太郎君) 速記を起こして。
暫時休憩をいたします。
午後三時三十五分休憩

午後三時四十三分開会
○委員長（松垣徳太郎君） ただいまから内閣委員会を再開いたします。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○山中都子君　初めに、防衛協力小委員会の問題についてお伺いをいたしますが、日米防衛協力小委員会の任期というのはどうなっていますか、い

○政府委員(伊藤圭一君) これは任期というものは特に決めてございません。

○山中都子君 そうすると、所期の目的をある程度、ある程度というだけではなくて達成したならば解散を要する。その場合、その主名で解散したならば解散を要する。その場合、その主名で解散したならば解散を要する。

は解體するといふ。それといふ性格のものなのか、ずつと何らかの形態をとって引き続き存続させていくものなのか、その点はどうでしょうか。

○政府委員（伊藤圭一君） これは最初にはそういうことを協議せずに出発いたしました。そしてと

今後日米間で整々と対処するためのガイドラインをつくるというのが最初に与えられた課題だったわけでございます。で、このガイドラインにつきまして過去二年間それぞれ部会をつくりまして、

いま成案をつくりつてあるわけでございますか。これを日米安保協議委員会に報告いたしました後、米側とあるいは日本側とそれぞれ今度は別個に防衛計画といいますが、そういったものをつく

る段階になるわけでございます。その際にこの協力小委員会というのを残しておいて、そしてそういった計画の中で実際にそのガイドラインを守ってつくられているかどうかをチェックする必要があるのかないのか、そういうようなことも検討しながら今後のことは決められていくのではないかと、いうふうに考えております。

○山中都子君 外務省お見えいただいております。そうしますと、この防衛協力小委員会の三つの部会ですね、作業部会——作戦、情報、後方支援、これはその作業部会の任務ないし任期は終わっているのかどうか、現在どうなっているのか、終わったということならば解散するのとかどうか、その点はいかがでしようか。

○政府委員(伊藤圭一君) これはその部会の仕事というのは一応終わっております。したがっていまして、まあ解散したという言葉が正しいかどうかはわかりませんが、その後は作業部会というのを開いておりません。実質的に開いていないということでございます。

○山中都子君 まあそれ以上は外務省の見解ではないと、はっきり言えないというように理解してよろしいですか、防衛庁としては。

○政府委員(伊藤圭一君) これは外務省と意見を交換しながら、今後の問題というものを考えなければいけないと思っております。やはり外務省の御意見も聞いていただきたいと思います。

○山中都子君 じゃ、それは後ほど外務省が見えてから伺いすることにいたしますが、防衛庁としては、残るとするかどうかという任務が与えられるというふうなことが予想されるのか、お考えがあらまりましたら伺います。

○政府委員(伊藤圭一君) 私どもといたしましては、まあ一応このガイドラインをつくった段階で防衛協力小委員会の任務は終わったというふうに考えているわけですが、なおシベリアンコントロールといいますが、いわゆる日本の政府とあるいはアメリカの政府側が今後も引き続きそ

ういった計画内容等について検討する必要がある、いわゆるその日米安保協議委員会の補助的な機関として残してもいいのではないかと、いう気がするわけでございます。

○山中都子君 そうしますと、補助的な機関、性格的にそういうものとして仮に位置づけたとしても、内容的にはどうなりますか。そういうふうな位置づけた場合ですね、考えられるのではないかとおっしゃった場合には、その内容としてはどういうことになりますか。やっぱり先ほどおっしゃったような、ガイドラインの実行状況のチェックだとか、そういうふうなことで理解をすることになりますか。

○政府委員(伊藤圭一君) まだ詳しく研究をしたわけではございませんけれども、考えられるものとしてはそういうことではないかと思っております。

○山中都子君 それでは、防衛協力小委員会がガイドラインをつくってきたということになっておりますけれども、そのガイドラインの性格についてお伺いをしたいと思います。つまりこのガイドラインは、結局日米両国政府を拘束するものになるのかどうか、性格の問題を端的に伺う。その点はいかがでしようか。

○政府委員(伊藤圭一君) これはいわゆるその両国政府を拘束するものというふうには考えていないわけでございます。この研究の結果、大体こういうガイドラインのもとにそれぞれのミラタリーでいろいろ計画を立てる、その指針として適当であらうということと合意がなされますと、そのガイドラインに従って、まあさらに計画をつくり、研究をするわけでございますが、その際の指針であって、それを実際にどうするかというものはそれぞれの政府の判断によるということで合意ができているわけでございます。

○山中都子君 そうしますと、参考意見という範疇に入るわけですか。

○政府委員(伊藤圭一君) これはまあ共同で研究をしてまいりましたから、全く何にも考慮を払わ

なくてもいいというものでもないと思います。こうやってやることによって、いわゆるその日米の協調というものはきわめてうまくいくだろうということと合意されたわけでございますから、そのガイドラインに従いましてそれぞれ計画をし、研究を進めることになろうと思いますが、いわゆる二国間の条約のような、あるいは協定のような、取り決めのようない、そういう強制的な力を持ったものではないというふうに考えているわけでございます。

○山中都子君 そのガイドラインの内容にかかわる問題ですけれども、日本の有事——いま有事体制その他で問題になっておりますけれども、日本の有事の際に米軍の米戦力ですね、というような点で、たとえば規模とか、そうしたものは盛り込まれているということでしょうか。

○政府委員(伊藤圭一君) それはガイドラインには盛り込まれておりません。

○山中都子君 まあたとえばミッドウェーの兵力の使用だとか、それから沖縄の海兵隊第三海兵師団の使用、そうしたことは一切入っていないというように理解してよろしいですか。

○政府委員(伊藤圭一君) これは、来援につきましてはアメリカ政府の判断によるところでございます。このガイドラインの中ではそういうものは取り扱っていないわけでございます。

○山中都子君 そうしますと、そのガイドラインというのは一体何なのかということになるわけなんですけれども、たとえば朝鮮有事の際に自衛隊を動員すると、そういう計画。端的に言ってしまうと、そういうものがガイドラインの中に含まれているのか。

○政府委員(伊藤圭一君) そういうことは全く含まれておりません。

○山中都子君 そういう関係、いま私が申し上げたような問題については一切ガイドラインの内容としては含まれていないし、かわりがないと、こういう御答弁だと承ってよろしいですか。

○政府委員(伊藤圭一君) それは、そういう内容

は含んでおりません。

○山中都子君 そうしましたら、防衛局長、ひとつ端的にガイドラインの中身というのは一体どういふものなのか。いま私が伺ったようなことは入っていないとおっしゃる。じゃ、一体、端的に言うとういふことなのかというのをひとつお聞かせいただきたい。

○政府委員(伊藤圭一君) この中身につきましては、日米安全保障協議委員会に報告した上で発表することになっておりまして、いま最後の詰めをやっておりますので、中身の御説明は差し控えていただきたいと思います。

○山中都子君 そうしますと、これは前々から防衛庁も答弁をされておられるわけですが、十一月の日米安全保障協議委員会がガイドラインを正式に承認するということが伝えられておりましたが、時期的にどういうプログラムになっているのか、お尋ねいたします。

○政府委員(伊藤圭一君) これは、御承知のように、日米安全保障協議委員会は、日本側は外務大臣と防衛庁長官でございます。それからアメリカ側が太平洋軍司令官と在日アメリカ大使でございますが、その日程をそれぞれに詰めるながら、なるべく早い機会に開催したいということで外務省が折衝いたしておりますので、私どもはいまいつ開かれるかということはいないわけでございます。

○山中都子君 外務省はまだ見えていらっしやいませんか。

閣下をして、これも外務省の御答弁でないと承れないのかどうかと思っておりますけれども、当然のことながら、協議会でそれがオーソライズされるといふ段階になりましたらそれは発表される、公表される、そのように理解してよろしいでしょうか。

○政府委員(伊藤圭一君) これは外務省から御答弁いただく方が適当だと思いますけれども、外務省と私どもあるいは米側と話し合っているのは、ガイドラインについては発表をしたいということ

究についての統一見解、さまざまな議論になつて

うのか、私に趣旨です。おととも、竹園官房長に見え

に浮かぶ船頭下しを、な項目を消し出した。

士竹
一
方
在
作
U
方
U

すが、戒厳令は考えていないときき明言をなさ
いましたけれども、それでは非常事態法のような
ものですね、そうしたものはいま増原さんや加藤
さんなんかの発言がいろいろありますけれども、
そういうものはやはり考慮のうちに入るとお考え
でしょうか。

○国務大臣(金丸信) 私は、しばしば申し上げ
ておるように、いわゆる憲法の範囲内でやるとい
うことでありまして、憲法範囲外のもの研究は
しない、こういうことであります。

○山中郁子君 戒厳令はもちろん、非常事態法も
一切研究の対象にはしないということに明言して
いただけたらと思つてよろしいでしょうか。

に、戒厳令をお持ち出しになっておりますが、戒
厳令というものの本質といふか、どういう内
容のものをもって戒厳令と称するかということ
をまず決めてからかかないと、戒厳令のようなもの
はないとかするとかいふんじや、普通は議論が宙
に浮くおそれがありますので……

る範囲内のものであるかどうかという観点から私
の方で十分審査をいたしまして、慎重の上にも慎
重にその要件なり手続なりを考慮して決めなきや
ならぬ問題であるとお考えしております。

戒厳令の中身、私いま現在全部暗記しているわけ
じやもちろんございませんけれども、これは十分
検討を加えて現行憲法上許されるかどうかを決め
るというものであると思つてます。ですから、前
の戒厳令これは旧憲法のもう一つ前の太政官布
告なんですけれども、その中に書いてあったこと
等にあるいは近いようなことは全部でんから問題
にならないというものではないんだらうと思いま
す、私は、やはり現行憲法の範囲内で行うとい
う制約があるわけですから、その範囲内でもし許さ
れるものがあれば、それは必要に応じて防衛庁で
検討された結果、もし法文化する必要があるとい
うことであれば、私の方で憲法に照らして審査を
いたします。

○国務大臣(金丸信) そのとおりです。

○政府委員(真田秀夫君) 私理解では、戒厳令
と言われるものの本質は、非常の場合とか有事の
場合といふか、そういう場合に軍が、あるいは
自衛隊が、前の戒厳令で申しますと戒厳司令官
が、司法作用あるいは行政作用を統括するといふ
非常体制に移すといふのがまず基本の考えだろ
うと思つてます。そういう軍が司法作用あるいは行政
作用を統括するといふようなことは、もちろん現
行の憲法の各条に違反します。

○政府委員(真田秀夫君) 防衛庁の作文を私が弁
明するわけではございませんけれども、ただいま
御指摘の、「旧憲法下の戒厳令や徴兵制のような
制度を考へることはあり得ない」とございま
す、そのすぐ前のところに、この研究が「現行憲
法の範囲内で行う」として書いてあるものであ
る以上、このことがはつきり書いてございま
す。したが、先ほど申しましたように、明瞭に現行憲法上
許されないといふものもありませんし、それから先
ほど私が申しましたように、その命令の必要とす
る事態あるいはその命令の中身、手続あるいは保
障の有無、いろんなことから場合によつては許さ
れるものもあり得るかもしれない。だから、前の

○山中郁子君 きようは時間が限られております
ので、この問題は、法制局長官の御答弁は戒厳
もあり得ると、非常事態法もあり得るといふ内容
を含んでいるわけでしょう、旧憲法下の戒厳令の

○山中郁子君 では具体的に一つだけお尋ねをい
たします。これは国防基本法草案、問題になりま
したけれども、その中に戒厳令という条項でもつ
て成文をされてます。これはそれこそ旧憲法下
の戒厳令を踏襲した形で十一項目にわたつて、第
五十四條として成文化されているんですけれども、
その中に、たとえば「住居の移転を命じ、もしくは
は禁止し、もしくは制限し、住居を指定し又は人
の移動を命じもしくはこれを禁止もしくは制限す
ること」、そのほか十一項目あるわけですね。そう
いうものとして戒厳令の内容がとらえられているわ
けです。ほかにもいっぱいありますよ。そういう
点についてもただいまのお考えは変わらないとい
うことでよろしいでしょうか、長官。

○政府委員(真田秀夫君) 論議を整理するため

○政府委員(真田秀夫君) 私、もうたびたび申し
上げておりますように、憲法の範囲内ということ
でありますから、当然それは憲法の範囲外であれ
ば、それは入らないわけでありまして。

○国務大臣(金丸信) 私は、法律専門家でない
からわからないわけですが、しかし憲法の
範囲内という中でこういうものを取り扱つていき
たい。またはそういうものを考える中で何が出
てくるかわかりませんが、研究したものを法制局に
どうだと、相談に乗つてくださいます、研究してく
さい、こういうひとつの順序はあると私は思つて
おります。

○山中郁子君 私は、当然憲法に抵触するとい
うことをこの形で行つたということが問題に
なつたということをお前に申し上げておきますの
で、いま例として申し上げましたことに對して、
当然入らないということなら、そのように明言を
いただきたいと思います。

○政府委員(真田秀夫君) 論議を整理するため

○政府委員(真田秀夫君) 論議を整理するため

○政府委員(真田秀夫君) 論議を整理するため

○政府委員(真田秀夫君) 論議を整理するため

○政府委員(真田秀夫君) 論議を整理するため

○政府委員(真田秀夫君) 論議を整理するため

○政府委員(真田秀夫君) 論議を整理するため

○政府委員(真田秀夫君) 論議を整理するため

○政府委員(真田秀夫君) 論議を整理するため

○政府委員(真田秀夫君) 論議を整理するため

○政府委員(真田秀夫君) 論議を整理するため

○政府委員(真田秀夫君) 論議を整理するため

○政府委員(真田秀夫君) 論議を整理するため

○政府委員(真田秀夫君) 論議を整理するため

○政府委員(真田秀夫君) 論議を整理するため

内容でさえ考えられると、ものによっては。そういう御答弁と承らざるを得ないです。違うんですか、それは。

○政府委員(眞田秀夫君) そういう御疑問をお持ちになるかもしれないと思ひまして、私は最初一口に戒厳令といい、あるいは非常立法とおっしゃっても、その中身をよく決めた上でなければ結論を出すわけにはいきませんということを申し上げたわけでございます。私、現在手元に旧戒厳令の条文持っておりませんけれども、たとえば避難命令をすると、避難命令を出すというようにそことは、これは場合によっては憲法が全然禁止しているとは思ひません。先ほど申しましたような重要な要件を総合勘案しまして、そしてそこにおつたんじや国民は大死にしますよ、逃げなさいというようなことをやるのが、私は直ちに憲法に違反するとは考えておられないわけでございます。○山中都子君 この問題は明後日引き続き取り上げたいと思ひます。

民間防衛の問題につきまして、国防会議事務局長にお見えたかと思ひますので、一点だけお伺いをいたしますが、先回の衆議院の内閣委員会、国防会議として民間防衛について研究するといふ総理からの指示があったと、現在内閣審議室と私どもで協議を進めていると答弁をされておられますけれども、その協議はどのような進んでいくのか、民間防衛とはそれこそ何を指すのか、核シエクターのことはよく出ますけれども、民間防衛というのは三矢研究の中身によれば、たとえば三矢研究では五カ年わたつてその問題を提起しておりますが、そういうことも含めて考えておられるのかどうか、お伺いをいたします。三矢研究は「重要施設・機関都市等へ空襲襲撃に対する防衛組織」「民間防空・民間防空監視隊、官庁防空」「郷土防衛隊の設置」これは「非常時国民戦闘組織」となっております。「消極防空に対する統制権限」「災害保護法等の制定」この五項目が民間防衛という形で三矢研究の際には挙げられておりました。そういうことが含まれるのかどうか、

ちよつと一遍に質問をいたしましたけれども、あわせてお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(久保卓也君) 国防会議において、総理が民間防衛の問題について検討をするようにという御指示がありましたので、防衛庁なり私どもなりで検討を進めることにしておりますけれども、本来国防会議事務局としてしは縦割りの権限を持っておりませんから、私どもの所掌になる権限ではございません。したがって、内閣審議室と相談をしておりますけれども、内閣審議室としましてはもう一つの議論も従来扱っておりませんので、現在は民間防衛というものが外国ではどういふ範囲で行われているのかということと若干資料を集めて内閣審議室に説明をし、かつ内閣審議室に閣僚府の人々に集まっておりますので、そこでも同様の説明をし始めています。そこで各国と決めるのはそれぞれの国でありますけれども、わが国は民間防衛という問題を取り上げるのかどうか、取り上げることを考え始めようとしている段階でありまして、民間防衛の内容の規定そのものを検討するまではまだ至っておりません。

○山中都子君 三矢研究との関係は。

○政府委員(久保卓也君) したがって、三矢研究を関係者がどういふことを考えようとしておりましたか、私どもとしてはこれから民間防衛の内容を、もし民間防衛を取り上げるならば、民間防衛の内容をこれから考えるべきもの、したがって、当面三矢研究の内容とは全く無関係に新しく考えてまいりたい、さように思っております。

○山中都子君 外務省がお見えになりましたので、最後に外務省にお尋ねをいたします。

先ほど防衛庁にお尋ねをしたのですが、防衛協力小委員会並びに作業部会、これが作業が終わつて任期がないようではすけれども、さき伺ひましたら特に決められた任期というのはいないようですけれども、任期があるのかどうか、終われば解散するのかどうか、継続するのか、継続するとすれ

ばどういう任務を持つのかということが第一点です。

それから、ガイドラインがいま詰まりつつあると、こういうことですが、いつ発表の段取りになるのか。十一月には日米安保協議委員会ガイドラインを正式に承認するというふうにならされておりますけれども、そのプログラムがどうなっているのか、その二点についてお尋ねをいたします。

○説明員(北村汎君) まず、防衛協力小委員会並びにその下部の部会の存続につきましてお答えいたしますが、部会につきましては今後とも防衛協力小委員会の研究協議の過程で必要があれば活用していきたいというふうに考えておりますので、いまのところ部会を解散するという考えは持っておりません。小委員会ももちろん継続してまいります。

それから、ただいまこの間の第七回の協力小委員会、一応部会レベルからのガイドラインの案を小委員会として受けましたので、目下それについていろいろ字句の点あるいは構成面の整備などをいたしておりますが、これができまして次回の、次回と申しますか、安全協力協議委員会、そこから報告を出すというのを考えておりますが、まだ日米安保協議委員会の日程については未定でございます。しかし、それで報告をいたしたときは、できるだけその内容を公表するといふことでございます。

○衆議院 最初にうちの橋樑議員が、きのう衆議院段階で質問中時切れになった問題があるんでそれをちよつと詰めておきたい。

それは、内閣法第九と自衛隊法との関連、いわゆる安全保障と副総理制というポイントです。これは防衛庁と法制局に何っておきたいのだけれども、御存じのとおり、内閣法の第九には内閣総理大臣に事故あるとき、または欠けたときは、そのあらかじめ指定する國務大臣が、臨時に総理大臣の職務を行うと、このように規定されておる。言うまでもなく自衛隊法は七十六条を初めさ

まざまな項目の中で、内閣総理大臣が個々の権限として、余人をもつてかえがたい権限として「自衛隊の全部又は一部」あるいは「部隊等の出動を命ずることが出来る」と明記されておりますね。

安全保障に際しといえども切れ目が無いというのがあり方であつたと、あり方であるといふ、またそうであるから、たとえばこの場合は内閣総理大臣が何か笑いに紛らわした答弁になっているが、そんな安直な問題ではなくて、むしろ真剣にこれに対応すべき私は項目ではないかと思つたから確認の意味で聞くんですが、これは防衛庁長官としてはいまだ余人をもつてかえがたい総理に一万一、それこそ万が一があつた場合も含めて、やはり平素から副総理というふうな職位が厳として存在した方が心強いでしょう、違いますか。

○國務大臣(金丸信君) 万が一のそういう問題が出たとき、当然副総理がいてくれた方がそれは問題は切れ目が無いというか、副総理がなくて総理が自分から発言が出ないというふうな場面が、私は法律家でないからわからぬんですが、自分の口からいわれる代理を指名することができないような事態があつたとすれば、そのときどうするかというふうなことは法制局長官に聞かなければならぬからぬんですが、私の意のあるところをくんでいただきたいと思います。

○衆議院 眞田長官ね、直ちにこれが違法を構成するなんという前提でばくは物を言つてないわけ、現状が。つまり、ソルレンとしては、あるべき姿としては、たとえばアメリカの大統領と副大統領とのきわめて緊密な法的な関係、同じ飛行機には必ず乗らないとか、あの安全保障上のシステムがありますね、法制があれを考えたも、有事法制だなんという安直な願望をやる前に、むしろ日常から厳密に詰めておくべき問題点の一つではないかというわけの前提で物を言っているんで、違法は構成しないが望ましい行政の姿としては副総理は内閣法第九を踏まえあらまほしき姿ではないのか。法制局長官としてはどうお考えですか。

○政府委員(眞田秀夫君) 大変むずかしい問題でお答えしにくい面も若干ございますけれども、実はその問題はかつて国会でもお取り上げになりました、一体内閣総理大臣はその地位に就任すればまず第九条で副総理を指名しておくべきではないかというお話がありましたときに、実はこれはいまいちお話ししたように、それはその当該内閣総理大臣の一応の御判断に任せてあるのであって、その必要がないというふうに確信される場合には、それはその必要が起きるまでの間はいいわゆる副総理を指名しないでおくことも違法ではないんだというようにお話がありました。それで、またそれと関連しまして申しますと、有事の場合とかあるいはいわゆる奇襲なんというのは万が一ということになっておりますが、いまの総理は非常に御健在でありますので欠けたり故障があるというようなことも万が一のことだろうと思うんです。万が一のまた万が一ですら大変可能性は少ないわけなんです、いまの総理がまあ当分おれは大丈夫だと思つていらつしやれば、これは副総理の指名が現在、きょう今日なされてないからといって違法状態とは言えないわけなんです。

そこで、御質問の趣旨は万が一のまた万が一が重なって武力攻撃が起きた場合に、ではどうするかと、自衛隊の防衛出動下令がおくれるではないかという御心配だろうと思うんですが、その点につきましても実はかつて、これは詳しく申しますと昭和三十三年の十二月十八日に第四十七国会衆議院の内閣委員会でもさきくその点が問題になりました、当時の法制局長官が一応の御答弁を申し上げております。その内容はもう御存じでございますか。

○衆議院 結構です。

防衛庁長官、防衛研究所がテキストにしているこういう本がありますよね、「自衛隊と法律関係」という、これはごくあたりまえの本だが、その二十二ページを見ると、いまのように笑いで済んでないんです。つまり「総理領有の権限であるからこそ、内閣総理大臣が突発的事故で欠けた場合等には、安全保障上はなほだしい支障があるので、副総理の指名という問題は、わが国の防衛上きわめて根幹的に重要である。」、こういう問題提起をしているわけです。これはユニホームの常識です。だから、むしろ内閣改造が十二月八日かどうか私知らないけれども、防衛庁の強力な進言として次の内閣改造に当たっては安全保障を真剣に考えるならば、有事法制で空回りをしたくないならば、あえて副総理制については強力な建言をなすべきである。次の改造でも恐らくあなたは長官であろうと思うから、注文をするんだけれども、金丸さんからひとつ強力に進言をするおつもりはありますか。

○国務大臣(金丸信君) 私は案先生のいまの提案は一つの提案だと私も思います。私が次の防衛庁長官をやるとなると、これは、自民党には多士済々でありますから、考えてはおりませんが、防衛庁の長官としてあるいは国会議員の一人として総理に進言したいと思つております。

○衆議院 防衛局長ね、ちよっとお名残惜しい感じがしますね。

この九月二十七日の朝刊で、たしか東京新聞だと思つてすけれども、ちよっとはでな記事がある、P3Cの地上施設費、つまり予算に計上防衛庁導入時に説明なし」というわりとはでな扱いだったんですが、この記事は事実とかなり違つていますか。それともあなたのコメントも引用されてるが、ぐさり正鵠を射ていますか、どうですか。

○政府委員(伊藤圭一君) いわゆるその国防会議で御決定をいただきますときには、P3C、その飛行機だけではなく、地上関連施設、そういうもののについても一応の費用というものは御説明いたしておきます。しかし、じゃP3Cに関する予算の予算というものをそのときに挙げて御説明したかと言われますと、必ずしもそうではないと思つておられます。たとえばパイロットあるいは整備員の教育のためにどのくらいかかるのか、それからそのほかの整備機材の細々としたものが

P2Jの場合と違つてどの程度かかるかとか、そういう点までは御説明いたしておけません。しかし、一応P3Cの運用に係る飛行機とそれから地上関連施設については御説明したつもりでおるわけでございます。

○衆議院 じゃ、ちよっとこの記事のニュアンスと違うな。伊藤局長はインタビューに答えて「国防会議での選定の際にP3C本体だけを議題にしたことは不十分だったと思う。地上施設にも膨大な費用がかかることを、国民の前に明示すべきだった」、こういうコメントまで出ているんだが、この部分はじゃ、はね上がったっているわけですか。

○政府委員(伊藤圭一君) 私はそのとき御説明いたしましたのは、いま御説明申し上げましたように、一応の地上関連機材については御説明いたしております。しかし、関連のものをすべて御説明したかと言われると、必ずしもその自信はないという説明はしたわけでございます。

○衆議院 対潜哨戒機を動かすというのは、一つのシステムのあつた部分です。ワン・オブ・ゼムでいって十全と言えますか。あなたの中に一つの計らいというのか、故意にそうなすつたとは思いたくない、ないが、これは粗漏れというふうな問題じゃありません。国防会議とか恐らく自民党の国防部長にもそういうデテールを説明なすつていないとすれば、それはやっぱり防衛庁の説明のあるべき姿として私ははなはだもって不誠実かつ不十分だと思つて、どうですか。

○政府委員(伊藤圭一君) それはいま御説明いたしましたように、P3Cを運用するに当たつての地上関連機材、これについては十分御説明いたしました。ただ、御承知のようにたとえばデータバンク的なものはP2Jの場合にも必要なものがございまして、したがって、P2Jの場合に必要なものでつづつたものがP3Cになつてそのどの部分が幾らぐらいいくらむかというふうなことは御説明いたしております。しかし、P3Cの運用にかかわります地上関連機材については十分御説

明したつもりでございます。

○衆議院 ますいいでしょう。このタクティカル・サポート・センターのシステムを組む場合、来年度予算は厚木の分だけとあえす計上だと、これは常識的な計上。これは将来完成を目指すシステムとしては横須賀の自衛隊司令部、それから同時に、横須賀に所在する米軍、アメリカ海軍司令部のコマンドセンターとリンクしなければ役に立ちませんね、そういうシステムでしょう。

○政府委員(間瀬直三君) 私どももいま考えておるところは、アメリカはその海軍その他、すべて総合的にやつておるようでございますが、そういうような理由で私どもは、そのPACといいますが、パシフィック・アコースティック・センターのソフトラをアメリカに要求した場合、アメリカは総合的にやつておると。しかし、日本ではこれをインデペンデントにやるようであるから、なかなか日本の御要望には応じ切れないという返事があつたわけでございます。そういうことにもあらわれておりますように、私どもはただいまのところ、そういう総合的に海上自衛隊その他、すべて総合的にやるという運用は考えておりません。

○衆議院 それは間瀬さんにしては非常におかしな答弁だと思つてます。対潜作戦というのは第七艦隊と共同した作戦の部分になるわけですね。リンクしなければ十全な機能は果たしませんよ。おかしいんじゃないやありませんか。

○政府委員(間瀬直三君) 艦艇とP3Cと共同作戦をやると、そういう場合のそのコミュニケーションと申しますか、通信といったようなものは十分考えられるわけでございますが、いまのところ、その大きなシステムとして海上の艦艇をも含めたデータと申しますか、プログラムをつくつてやるというふうにはなつておらないわけでございます。

○衆議院 対潜作戦は独立してはできません。大物は今度ももうそうだが、それだけじゃだめ。やはりアメリカ海軍との共同というのは必ず出てくるからそんなに隠すべき問題でもない私は思う

んですが、非常に平明な初歩的なこれは問題だと思ふから聞いてみるんだが、考えてないという。それはいいでしょう、きょうは。

アメリカのブラウン長官はいつ日本に到着ですか、訪問ですか。

○國務大臣(金丸信吾) まだはつきりはいたしておりませんが、十一月中旬ごろ見えるんじゃないかと、こう思っております。

○秦豊君 あらかじめアマコスト国防次官補代理が、私もこの前ワシントンで会つてみたけれども、なかなかシャープな人ですが、この人が先にすでにやっておくの方と、防衛庁側ないし外務を含めた事前のコーディネート、交渉とか、まあ調整というか、打ち合わせはあったんですか。

○國務大臣(金丸信吾) アマコストが見えまして、いろいろ外務省あるいは防衛庁の岡崎参事官等と話し合ったという事は聞いております。しかし、その中でどのようなお互いに話し合いをするかという点についてはまだ決まっておらず、せんが、ただ私は、一つ今度の交渉の中にいわゆる沖繩基地の労働者の解雇問題があるわけであり、私もブラウン長官を初め、アメリカへ参りましたとき、国会の小委員長とかその他関係の筋へ、みんなこれを強く要請をいたしてきたわけでありました。それで、一応ある程度の話し合いはできたんですが、それじゃ満足じゃないということですから、なお継続して一人でも二人でも減らせることを考えることがいわゆる失業問題も、あるいは社会問題も、あるいは政治問題も解決する一つの糸口だというふうな考え方は持つておるわけでありました。

○秦豊君 まあいやくもアメリカの国防長官が北東アジアを旅する場合には、単に儀礼とか何となくというよりはあり得ません。やはりこの日中平和友好条約のまさに批准承認前と、それから恐らく来年の上半期にも米中正常化という国交樹立というふうなテンポで恐らく展開すると思うんだけれども、そうなることこの北東アジアの安全

保障の枠組み、それこそシステム、防衛分担、つまり軍事体制への基盤を固めることについてはどうなされるか、あらゆる機会を使うであろうというのとはこれは常識ですね。

したがって、単なる儀礼、たとえば韓国も今度恐らく長官は訪問すると思う、ブラウン氏は。そうするとワシントン、ソウル、東京という日程で動くわけだから、広がりです。そういうふうなことが議題というよりはポイントになると私自身は認識をしていくわけですが、長官によると、何か沖繩の駐留軍労働者の問題というふうに限局化されているが、私はもっと広がりの中であなたやないし外務大臣や、時によつては総理と会談をするのではないかと思うから、もう一回、どんなことを話し合うのか、もつと突っ込んでお話しをしていただきたい。

○國務大臣(金丸信吾) これはきょうにわかにブラウン長官がこちらへ参るといふことでなくて、定期的に今度はアメリカからいわゆる長官が見えるという、そういうふうな話し合いの中でブラウン長官が見えるわけでありまして、いろいろのお話があると思ひます。思ひますが、いま確たるこれこれこれだというお話を、この機会にまだ申し上げる段階にはなつておらない、こういうことでもあります。

○秦豊君 伊藤さん、あなたも非常にきわめて激しい時期に局長を担当されて、しかも、だからこそかなり蓄積をされたと思ふんです。それが今度の新しい舞台で活用されることを祈つておりますけれども、私自身は実は八〇年安保という時期が必ず来ると思ふんです。やはり最近のソ連海軍のマダガスカル北方、ペルシヤ湾も含めた演習を見て、あるいはアメリカ第七艦隊の重心が、何となく日本海から三海峡周辺でなく西に移つていくという兆しを見ても、やはり私はこのアメリカの太平洋艦隊、七艦を含めて、かなり戦略配置が變つてくると、一つの傾向としてはやはり北東アジアは日本と韓国の必分の貢献という時期は必ず来ると思ふ。これは革新陣営が口を開けば

米日韓軍事体制、トライアングル反対と言つておると、その一環だなんというふうになんかしないで、捨てないで受けとめて答えていただきたいんだが、そうなると思ふしどつちが提起するかは別として、やっぱり北東アジアの第一義的な防衛にいつては日韓という時期が必ず来るといふ私の認識、もちろん共同防衛ですよ、日米安保ですよ。比重の問題を言つてはいるんだが、伊藤さんはそれについてはどういうふうな基本的な認識をお持ちですかね。

○政府委員(伊藤圭一君) まず極東におきますソ連軍の増強ぶりについてはアメリカもきわめて注目しているというの事は事実でございます。そしてまた、一方におきまして核戦力というものが、だんだんアメリカとソ連との間に差がなくなつてきたということもまたアメリカは受けとめておるようでございます。その中におきまして特に通常兵器によります軍事力の強化というものが、アメリカがベトナム戦争をやつていく間にどんどんどんどん計画的にソ連が進んでいったということもそのように受けとめておるようでございます。同時にまた、このアメリカの軍事力というものがいよいよベトナム戦争以前のように圧倒的な強さを持つていないというの事実はございまして、したがって、七〇年代以降ニクソン大統領は自助の努力を同盟国にも求めるという姿勢というものはいまも続いていると思ひますけれども、いわゆる米韓日共同というふうな形ではないと思ひます。日本が、日本の自衛隊がやれる、いわゆる自衛隊のためにやれる範囲というものはきちんとしてもらいたいという考え方は当然のことながら持つておると思ひます。

○秦豊君 これはやや防衛特別委員会でもできた何日かかけてゆつくり議論するとなかなかおもしろいテーマだと思ふんだが、やっぱりこれは八〇年安保というのは、条約の改定をワシントンが求めるかどうかは別として、やはり運用、あるいは条約の改定を求めるか、運用の拡大でやり抜けるか、それは別として、私の言つたような方向が

だんだん色濃くあらわれてくると思つてゐるんですよ。

この話はちよつとおいておきますけれども、つまり、もつとしれば安保条約第五条に対応する日米防衛協力小委員会並びに有事法制ではなくて、第六条、つまり極東の安全というふうな、シニアというよりも分野を広げた役割分担を日本に對して要求してくると、だからさつき参事官はさつと答えて帰つたようだが、私は要求してないからいいんですが、伊藤さんどうですか。いまの防衛協力小委員会は、五条を一応ガイドラインつくつちまつたら解散しないで置いて、山中山の質問じゃないけれども、それで今度は時間かけて第六条に對処できる日米防衛分担とは何かということまで踏み込むんじゃないんですか。

○政府委員(伊藤圭一君) これはこの六条の問題というものは、在日米軍の使命の中に極東の安全に寄与するところがあるわけでございます。しかしながら、その極東の安全に寄与するというのは、在日米軍の使命であつて、自衛隊がそれに直接関与するということはないわけでございます。まして、もし、強いて極東の安全のために自衛隊が寄与するということになりますと、これは自衛隊自身がいわゆるこの有効な防衛力を持つてゐる、きちんとした体制を持つてゐるということが極東におきますいわゆる軍事力のいろいろな枠組みの中でその任務をおのずから果たすということによつて間接的に協力をするというような結果になるのかと考へておるわけでございます。

○秦豊君 がらつと質問を変えますが、かつて私が八月の当委員会でも航空自衛隊の内訓問題、スクランブル、機密でございまして。たしか衆議院で今度の予算委員会でも共産党の予算委員の方が質問されたように記憶しますけれども、夏もそう、この秋もそうだが、内訓のこときもの、空の。これと陸と海については違つたというふうな形、通達の一文字をとつて違つたというふうな形であらうかと思ひます。さきまなケースについての第一線指揮官の対応の権限、裁量の幅についてはすでに防衛庁長

官の名前ないし他の適当な職員の名前で第一線に、指揮官には示達済みなんです、それともそんなものは存在しないんですか。

○政府委員(伊藤圭一君) これは内訓というのは、御承知のように航空自衛隊は平時から航空侵犯に対する任務を持っておるわけでございます。その任務を果たすための内訓があり、それに基づく航空幕僚長の達がございまして、さらに航空総隊司令官の達というものがございまして、その一連の内訓、通達、達によりまして任務を果たす体制をとっているわけでございます。ところが、このいわゆる陸上自衛隊、海上自衛隊には任務として平時与えられているものがございません。したがって、そういった仮に行った場合には有事があつた場合を想定した達というものはないわけでございます。これはいわゆる年度の防衛計画の中で、現時点において何か有事があつたらこういう形で行動するという計画は持っておりますけれども、いわゆる法制的に達という形で出しているものではないです。

○秦豊君 防衛庁長官、国会の論議が一応ここまで終わっています。ここまで終わったという段階で、だから改めて何うなんでしょうけれども、あなたの方から積極的に提示されたいわゆるこの有事立法問題、その提起の仕方、それから提起をされたからそれ以後のあなたの方のきわめて目まぐるしい、きわめて変化の激しい対応の仕方全般についていかにも準備が第一不足している、粗漏である、粗雑である、安易であるという私は印象を隠しません。長官はこの段階で今度の国会のいわゆる有事立法論議を振り返って、いま特にどういうことがおっしゃりたいか、まさか万全の構えで整々粛々と議論を進めてきた、出すべきショック療法をやってきたとまではおっしゃらないと思うんですが、この段階でどういうことをおっしゃりたいですか。

○国務大臣(金丸信君) 私はたびたび申し上げておるわけですが、超法規行動、こういうような中で栗栖君の発言というように、これは

はあの立場における栗栖君があのような発言をするということは、いわゆるシビリアンコントロール、政治が優先するという立場からいってこれは許しがたいことであるというような感じがいたします。それを契機にいろいろの御意見も出てまいりまして、私は有事法制の研究と奇襲が一緒になつて、混同してひとり歩きをしてしまつたと、私の考えている考え方は非常に方向の違った方向へ動き出したという、またわが防衛庁の政府委員の中にも発言に鑑当を欠くような、国民に誤解を招くような発言もありあるいは自民党の幹部の中にもいわゆる憲法改正という問題もあり、非常にそういうことによつてこの問題がいま御批判を受けたようなお言葉のとおりになつてきたということについては、いささか私も自分の考えとは違ふ方向、しかしそれもこのようになりまして

ことについては、いろいろの防衛庁自体にも不用意過ぎるという御叱正を受けなければならぬ、しかも、こういうような受け取り方をしなければならぬと思つておるわけであります。しかし有事があるということを仮定して自衛隊があるという以上、自衛隊は何をするべきか、そういうことについて有事があるときの対処法その他を常時研究することは自衛隊存続している以上は必要ではないか、こういう考え方でありまして、それが憲法の範囲内であることでありまして、またその問題については私はひた隠しはいたしません。いわゆるいろいろの研究がまとまつてくる状況の中で中間報告をしるという中間報告もいたしたい、こうして政治の場で十二分に検討していただきたい、こう申し上げておるわけであります。本当にこの問題が慎重を欠いたというおしかりを受ければまさにそれは甘受しなければならぬ、こう考えております。

○秦豊君 時間がないみたいなのでこれ木曜日の議論にちよつと継続させましょう。一つだけ伊藤さん伺いたいたんですが、栗栖さんなかなか元気で方々で発言しています。自衛隊の任務と即応体制の問題点という新しい発言もしてい

るが、時間がないから木曜日にやりますが、一つだけ、防衛出動下令以前の行動はスウェーデン法に準じたらどうか。御存じのとおりスウェーデンの法制は交戦権発動の前の状態でも武力を使うことができ、また平時においても国境侵犯された場合等には第一線国防軍が政府から授權されて処置、対応ができるようなところを栗栖さんは踏まえて、したがつて自衛隊法にはたつた一つ、大

幅な改正は要りませんと、くだけただけ防衛出動下令前においても必要な措置をとることができるとさへ書いてくれれば私のフラストレーション、つまりミスター栗栖のフラストレーションは相当解消されるということ述べているんだが、これはごく最近の国民政治研究会という団体でのものであります。それについてあなたはどういうことをお答えになりたいですか。

○政府委員(伊藤圭一君) スウェーデンの基本法を見ますと、いわゆる部隊の指揮官に授權されているところがございまして。この間スウェーデンの陸軍の方々が来られたときに、これ授權されているんだけれども、一体これは危険性はないのかというのを聞きまして、そうしたら、これはスウェーデンの長い歴史の中で教育をやっているから、その健全な判断によつて対応しているんだというお話がございました。で、わが国の自衛隊法によりまして、七十六条によりまして防衛出動が下令される条件といひますか、下令される型がはっきり決まつているわけです。したがって、私も、私どもといたしましては、自衛隊法で定めたのはやはり日本の過去の経験からしてあつた一つの法体系を選択したものだというふうに考へておるわけです。したがってスウェーデンと同じような事情のもとに日本が置かれていると考へていないわけでございます。したがって、そういうことはいわゆる万が一の状況の場合にどういふことができるのか、どういふ対応があるのかというのを研究してまいりたいと考へているわけでござい

政策概論「昭和四十八年三月、一九七三年、防衛研究所講義資料の中の八十七ページで、「陸海空を通じて奇襲攻撃対処能力は四次防以後においてもできていない。こういう表現があつて、あとは長いからやめますが、こういうことを言っている。私自身の基本的な考えは、あなたの方のように一種の世論操作というか、ショック療法か何か、アメリカの要請か、さまざまコンパインされたものであろうけれども、ああいう粗雑な有事法制論争をいどむよりも、有事体制を緻密に、いつも私が言うように防空ならばシステムとしてというふうな、抗たん性というふうな、そういう有事体制の方を充実せよと、安易な粗雑な議論をいどむなというのが私の大きな前提なんですけれども、一言だけ、味岡さんの言っているのはとてもないこれは事実誤認だと、防衛局長幾年もやって、私自身の見解としては総括して言えば、奇襲には対処できる有事体制があるんだと、能力は、いふふうにお答えになれますか。

○政府委員(伊藤圭一君) 現在この有事即応体制というものを高めるというところが自衛隊にとつては一番大事だと思つてます。したがって、現在その奇襲があつた場合に直ちに対処できるか、そういう即応体制にあるかというところは私は思いません。いろいろな問題があると考へておるわけでございます。しかしながら、先生の御意見と私は全く同感な点は、いわゆる法制を整備されれば奇襲に対処できることは考へていないわけでは

奇襲に対処するのは有事即応体制を高めることだといふ気がしているわけでございまして。したがって、奇襲というものの考へ方といたしまして、非常に緊張状態が高まつてきて日本に対して攻撃をしようという場合には、攻撃する側は常に奇襲をねらうわけでございまして。これは攻撃効果を上げるためでございますし、日本側といたしましては、奇襲じゃないように、対応できるように努力しなきゃならないわけでございまして、そういう意味におきまして今後有事即応体制を高めていくということが最もいわゆる制敵の人にとつて

有事立法・日米共同作戦態勢強化反対に関する請願

請願者 東京都葛飾区お花茶屋一ノ一六ノ

一二 山田悦男外十九名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第一四二号 昭和五十三年九月二十二日受理

有事立法・日米共同作戦態勢強化反対に関する請願

請願者 千葉県船橋市荒台町一〇五ノ八

内山美穂子外二十一名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第一四三号 昭和五十三年九月二十二日受理

有事立法・日米共同作戦態勢強化反対に関する請願

請願者 千葉県我孫子市我孫子九六ノ三九

下弘喜美子外九名

紹介議員 宮本 顯治君

この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第一四四号 昭和五十三年九月二十二日受理

有事立法・日米共同作戦態勢強化反対に関する請願

請願者 千葉県印旛郡四街道町大日三八〇

ノ六 佐藤信隆外十五名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第一四五号 昭和五十三年九月二十二日受理

有事立法・日米共同作戦態勢強化反対に関する請願

請願者 横浜市長北区高田町一、〇六〇

笠木久雄外二十二名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第一四六号 昭和五十三年九月二十二日受理

有事立法・日米共同作戦態勢強化反対に関する請願

請願者 埼玉県上福岡市新田一ノ四ノ一三

荒牧博外二十四名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第二四四号 昭和五十三年九月二十七日受理

救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願

請願者 東京都文京区白山二ノ二四ノ二

岡松雄外四十七名

紹介議員 内藤三郎君

戦争中、第一線で働いた救護看護婦を恩給法適用の対象とされたい。

理由

私達は、戦争中、救護看護婦として赤十字精神のもとに召集を受け、日本陸海軍病院に配属され、医療従事者中敢戦となり、外地に長期抑留された。若い働き盛りを戦争の犠牲となり、皆五十歳を超え老後の不安が募っている。他の軍人軍属は、恩給の対象となつてゐるが、救護看護婦だけが対象外になつてゐるのは納得できない。救護看護婦でも内地勤務のものは、終戦後直ちに公務員として処遇されたと聞いているが、外地にいた者だけ放置されているのは全く理解できない。

第二四五号 昭和五十三年九月二十七日受理

重度戦傷病者に対する傷病恩給等の改善に関する請願

請願者 福井県大野市春日二ノ一ノ一九

平尾繁雄

紹介議員 熊谷太三郎君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第三六〇号 昭和五十三年九月二十八日受理

重度戦傷病者に対する傷病恩給等の改善に関する請願(二通)

請願者 佐賀県武雄市東川登町 川内カヨ

外一名

紹介議員 鍋島 直紹君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

十月十三日本委員会に左の案件が付託された。

一、元満鉄派遣陸軍軍政要員の身分改善に関する請願(第六五六号)

一、有事立法・日米共同作戦態勢強化反対に関する請願(第六七七号)(第六七八号)

第六五六号 昭和五十三年十月四日受理

元満鉄派遣陸軍軍政要員の身分改善に関する請願

請願者 佐賀県多久市東多久町汲木 平野 栄外六名

紹介議員 福岡日出磨君

大東亜戦争時、満鉄から陸軍省に派遣され、陸軍省専任嘱託の辞令を受け、南方派遣第二十五軍に配属された軍政要員については、陸軍専任嘱託任命の経過、軍政監部における業務活動、更に、帰還の途中敵襲に会い海没したり、又は激務のため入院し戦没した数件の事実等を検討し、軍人軍属同様の恩恵を与えるよう善処されたい。

理由

満鉄派遣陸軍軍政要員の身分について政府は「嘱託は軍属ではない、待遇者は軍人軍属から除外されている」との法律一点ばりの解釈であるため、軍人軍属同様戦地勤務に服しながら、軍人軍属と差別され、いまなおなんらの恩恵にも浴していないことは誠に遺憾である。

第六七七号 昭和五十三年十月四日受理

有事立法・日米共同作戦態勢強化反対に関する請願

請願者 京都府舞鶴市田中六八七 曾根重

明外百六十一名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第六七八号 昭和五十三年十月四日受理

有事立法・日米共同作戦態勢強化反対に関する請願

請願者 京都市伏見区津田町一三八 斉藤 省三外五十名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第一号中正誤
一四二 家情 誤
一四二 家情 正